

足立区業務継続計画
【水害編】

平成31年3月

足立区

目 次

第 1 章	計画の概要	1
第 1 節	目的	1
第 2 節	基本方針	3
第 3 節	計画の位置づけ	3
第 4 節	計画の構成	4
第 2 章	被害状況の想定	6
第 1 節	対象とする水害	6
第 2 節	区内の浸水被害	7
第 3 節	ライフラインの被害	11
第 4 節	区有施設における浸水の影響と今後必要な対策	12
第 3 章	水害時に優先する業務の整理	15
第 1 節	水害時に優先する業務	15
第 2 節	水害時に優先する業務の順位の考え方	16
第 3 節	水害時に優先する業務の選定	18
第 4 章	水害時に優先する業務の実施体制	26
第 1 節	水害時に優先する業務実施の基本的な流れ	26
第 2 節	職務権限の代行	28
第 5 章	水害時に優先する業務の実施に必要な資源の確保	29
第 1 節	人員の確保	29
第 2 節	職員のための備蓄物品の確保	29
第 3 節	資機材等の確保	30
第 6 章	今後の対応	31
第 1 節	区役所本庁舎の代替施設の検討	31
第 2 節	各部等における業務継続の実効性の担保	35
第 3 節	人的資源や設備等の物的資源の確保	37
第 4 節	事前防災行動の業務項目及び必要な人員の明確化	37
< 添付資料 1 >	水害対応の基本的な流れ	39
< 添付資料 2 >	部門別の通常業務一覧	40

第1章 計画の概要

第1節 目的

近年、地球温暖化の進行が原因とされる気候変動の影響により、台風の巨大化や豪雨災害の激甚化など、高潮や洪水による大規模水害の発生が危惧されている。

大規模水害では、猛烈な台風の接近が予想された段階から被害の情報収集、分析や避難対策等の水害対応のための業務が発生する。

また、平常時に行っている区の業務（以下「通常業務」と言う。）でも、戸籍事務や庁舎の施設の維持など、水害発生の前後を除き休止、停止ができない業務も多い。

さらに、行政自体が被災し、必要な業務の遂行に投入できる人的資源や設備等の物的資源が、平常時より少なくなっている可能性がある。

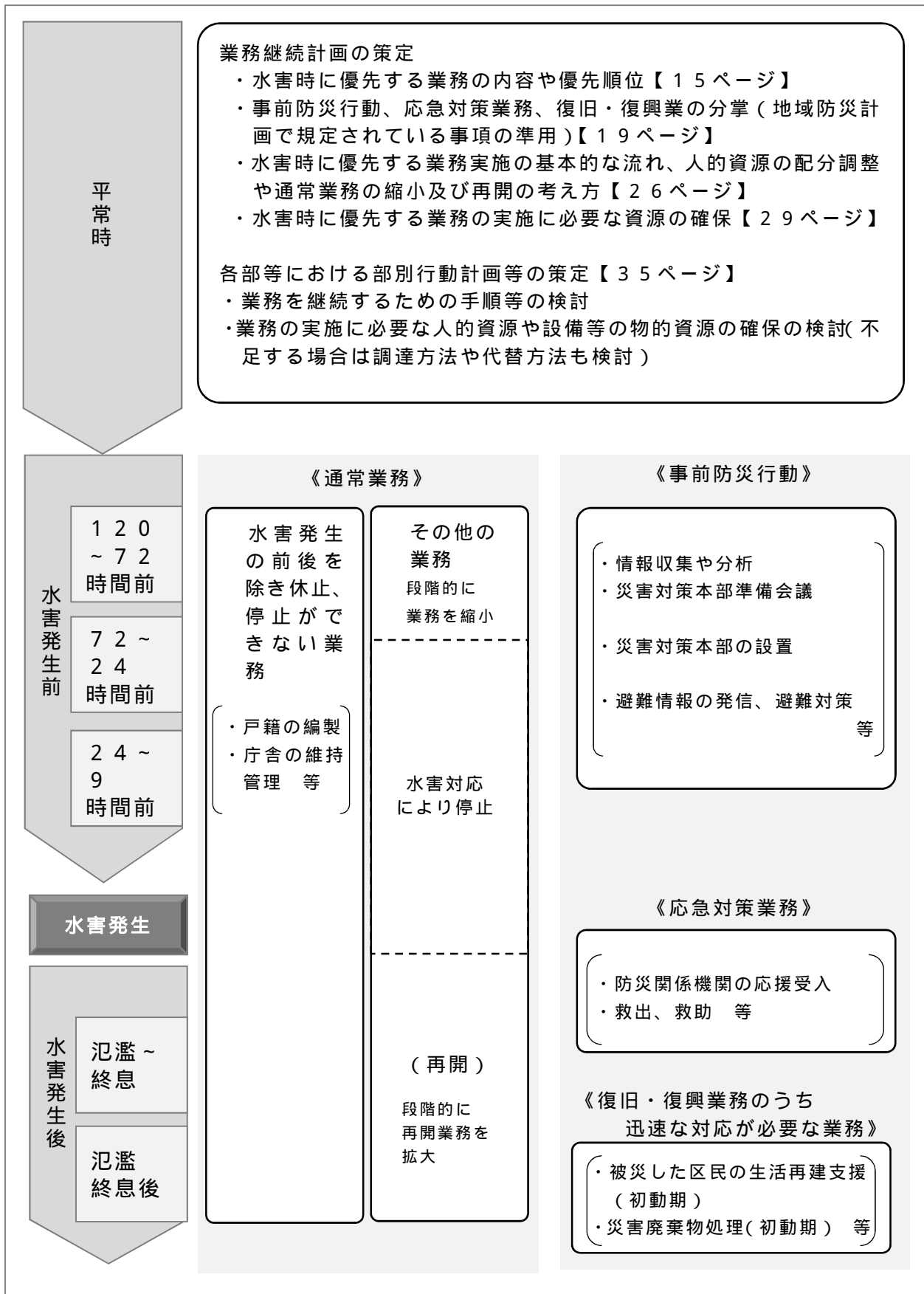
こうしたなかで、水害対応を適切に行うためには、水害時に優先する業務を平常時から明らかにしておくことが必要である。

一方、大規模水害対策については、「江東5区広域避難推進協議会」での検討や平成30年8月の「江東5区大規模水害広域避難計画」の策定、国（内閣府）の「首都圏における大規模水害広域避難検討会」での検討など、大規模水害時の課題や対策の具体化に向けた新たな取り組みが現在進められている。

こうしたことから、足立区業務継続計画水害編（以下「業務継続計画」と言う。）は、大規模水害対策を巡る江東5区等の広域的な取り組みを踏まえながら、以下の3点を目的に策定する。

- 1 庁内での大規模水害発生時における被害想定との共有
- 2 水害時に優先する業務の抽出
- 3 業務を継続するための課題抽出と課題解決の方向性

図 1 業務継続の全体像



第2節 基本方針

水害時に優先する業務の抽出及びその実施にあたっては、以下の事項を基本とする。

- 1 区民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、水害への対応を最優先とする。
- 2 命に係る緊急的な対応に重点をおき、水害時に優先する業務以外の通常の業務は原則として一時停止する。

第3節 計画の位置づけ

業務継続計画は、地域防災計画と整合を図りながら、水害時に優先する業務の継続に関する基本的な考え方をとりまとめるものである。

水害対応実施にあたっては、各部課の役割に応じた部別行動計画、各種マニュアル等において、さらに具体的に示すものとする。

図 2 業務継続計画の位置づけ

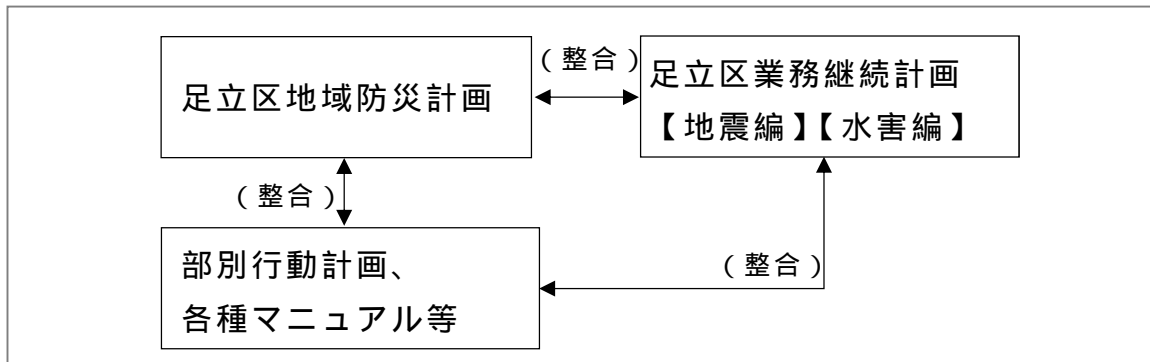
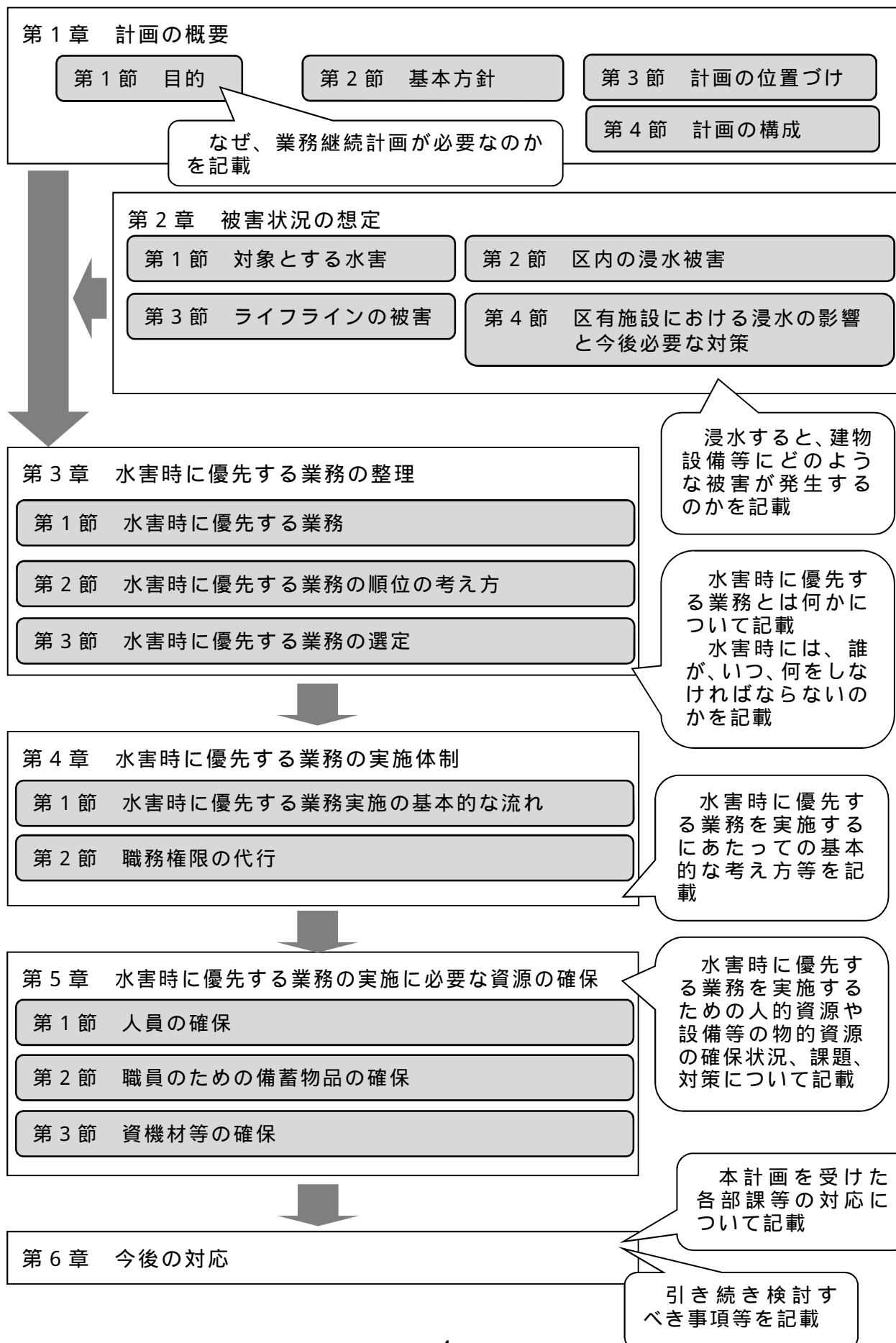


表 1 地域防災計画と業務継続計画の比較

カテゴリ	地域防災計画	業務継続計画
目的	減災の視点で、区と防災関係機関、区民、事業者の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守る。 また、事前に実施すべき予防対策業務及び応急対策業務を定める。	必要な業務遂行に投入できる人的資源や設備等の物的資源が、平常時より少なくなっている状況下で、区民の生命財産の保護及び生活の維持のため優先する業務を選定し、その手順を定める。
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防業務 ・ 応急対策業務 ・ 復旧・復興業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害発生の前を除き休止、停止ができない通常業務 ・ 事前防災行動（水害発生前の対策） ・ 応急対策業務 ・ 復旧・復興業務のうち迅速な対応が必要な業務
資源に対する考え方	人的資源や設備等の物的資源の利用が制限されることは想定されず、所管の業務を網羅的に記述している。	必要な業務の遂行に投入できる人的資源や設備等の物的資源を分析し、必要な対策を検討して実効性を高める。
被災後の業務着手目標時間	業務着手に関する目標時間は定めていない。	災害時に優先する業務について、業務着手の目標時間を定める。

第4節 計画の構成

本計画の構成を以下に示す。



【参考】業務継続に重要な6要素

内閣府が平成27年5月に策定した「市町村の業務継続計画作成ガイド」において、下記の6要素が業務継続に必須として示されている。

表 2 内閣府のガイドラインと本計画の対応

業務継続に必須な6要素	本計画における記載箇所
首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	第4章 水害時に優先する業務の実施体制 第2節 職務権限の代行 《28ページ》
本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	第6章 今後の対応 第1節 区役所本庁舎の代替施設の検討 《31ページ》
電気、水、食料等の確保	第2章 被害状況の想定 第4節 区有施設の被害想定 《12ページ》
災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	第5章 水害時に優先する業務の実施に必要な資源の確保 《29ページ》
重要な行政データのバックアップ	
⑥非常時優先業務の整理	第3章 水害時に優先する業務の整理 《15ページ》

第2章 被害状況の想定

第1節 対象とする水害

本計画では、洪水において、当区への被害が最も甚大になると想定される荒川と江戸川の同時はん濫による水害を対象とする。

前提となる気象条件と、水害時に想定される事態等を下記の表3に示す。

表3 本計画の対象とする水害の想定と区民及び職員の行動

項目	想定
前提となる気象条件	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川と利根川（江戸川）の流域に大量の降雨が継続 ・荒川流域で3日間の総雨量632mm ・利根川流域、八斗島上流域（群馬県伊勢崎市）で3日間の総雨量491mm
足立区で想定される事態	<ul style="list-style-type: none"> ・区内のほぼ全域で浸水 ・荒川両岸の堤防沿いは、はん濫流による木造家屋の倒壊や流出、また、河岸侵食による木造・非木造の家屋流出のおそれ（家屋倒壊等氾濫想定区域：8ページの図4参照） ・避難のために人が集中する駅や橋梁等では、群集雪崩や将棋倒しが発生するおそれ ・自動車での避難が一時に集中することによる渋滞の発生や風雨による鉄道の運行予定の乱れ、又は運行停止等により、避難が困難となるおそれ
区民の行動	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら情報を収集、判断し、自主的広域避難情報が発信された時点で、率先して広域避難を開始 ・自主的広域避難にあたって、どの地域、どのような施設に避難するかを選択を自ら判断
職員の行動	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の身の安全を確保しながら、当計画に記載された「水害時に優先する業務」（15ページ参照）に従事

前提となる気象状況は、浸水想定区域図を作成する上でのシミュレーション条件であり、国土交通省関東地方整備局の下記資料から引用している。

- ・荒川：荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成30年9月）
- ・利根川：利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成29年7月）

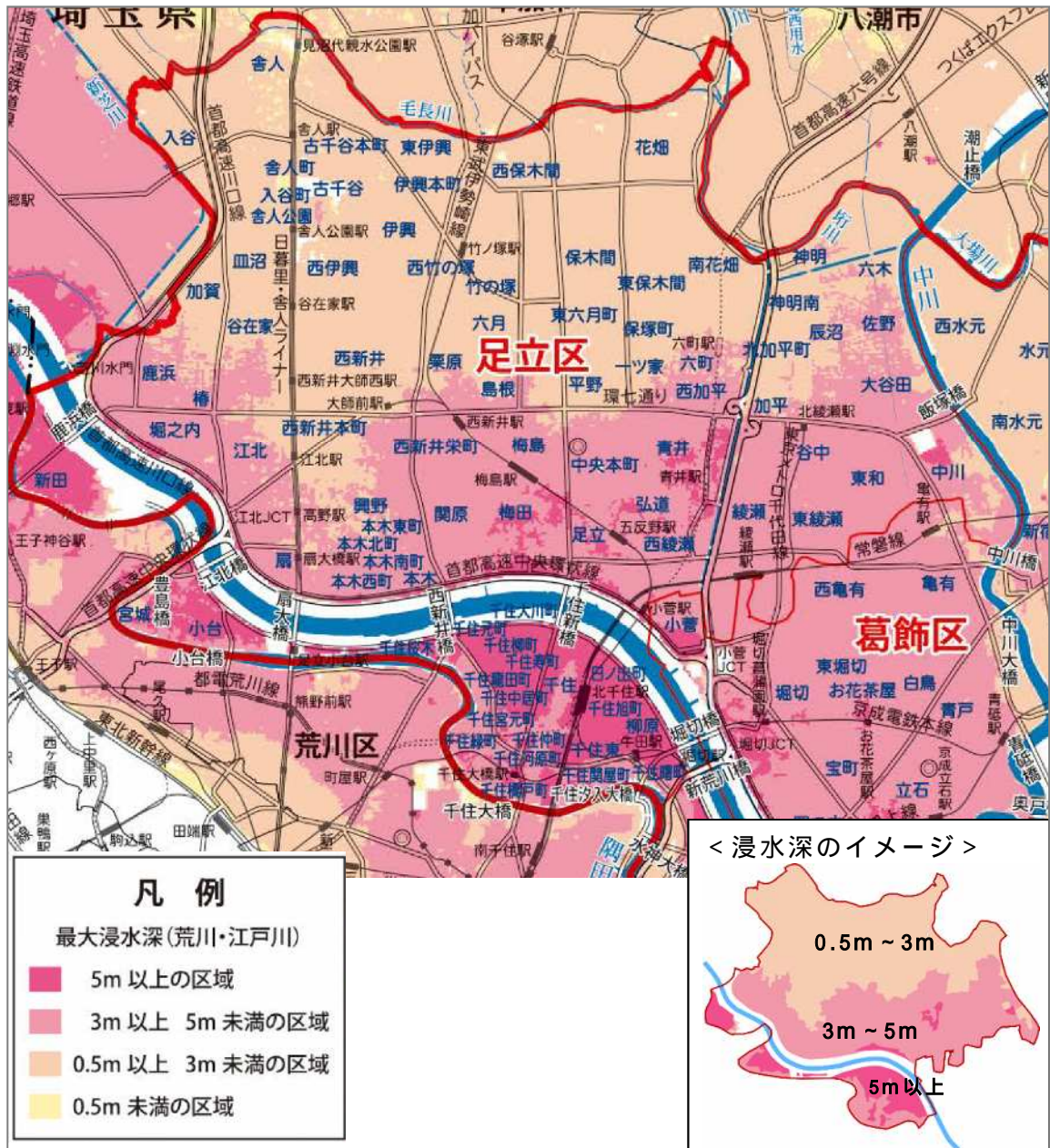
第2節 区内の浸水被害

「江東5区広域避難推進協議会」は、平成30年8月に荒川と江戸川が同時に氾濫した場合の「江東5区大規模水害ハザードマップ」を公表した。これを基に浸水深及び浸水継続時間を示す。

第1 浸水深

- ・概ね環七通り以南は3 m以上の浸水深である。
- ・環七通り以北は0.5 m～3 mの浸水深である。
- ・千住地域では5 m以上の浸水深となっている地域もある。

図3 区内の浸水深



第2 浸水継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域

- ・浸水継続時間は、荒川以南で2週間以上、荒川以北は大部分が1日以上3日未満、綾瀬川以西では3日以上7日未満の地域も見られる。
- ・浸水継続時間が24時間未満となっているのは、舎人公園周辺等の区のごく一部に限られている。
- ・荒川沿いは、氾濫による家屋の倒壊が想定されている。

図4 浸水継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域

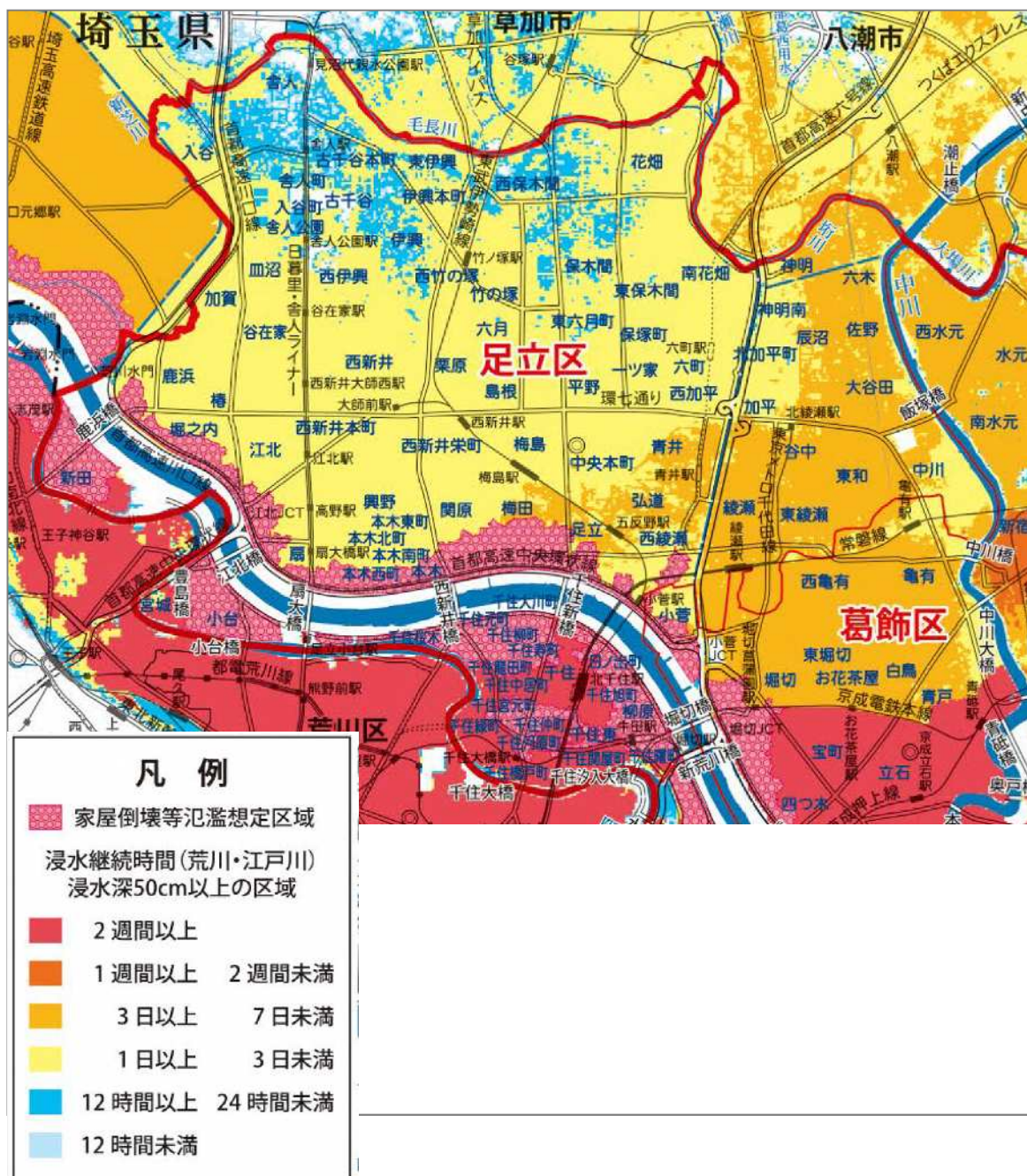
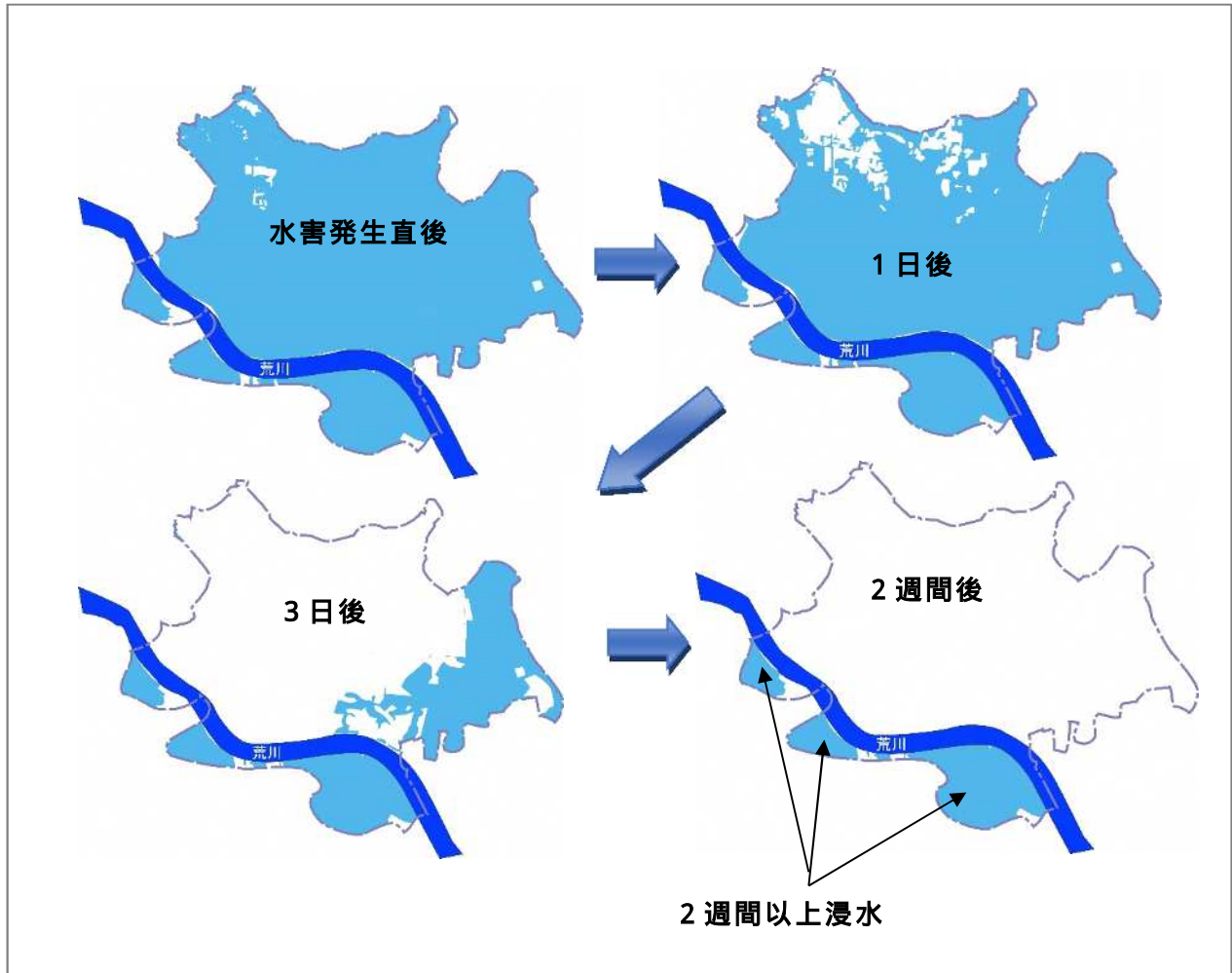


図 5 浸水区域の時間的変化のイメージ（青色：50cm以上の浸水区域）



【参考】江東5区大規模水害広域避難計画における広域避難勧告、域内垂直避難指示（緊急）の発令基準が想定している気象条件

発令段階	想定時間	発令基準
I. 共同検討開始 (江東5区による検討)	氾濫発生 の72時間前を想定	以下のいずれかの条件に合致した場合に検討を開始します。 ① 72時間先 の台風予報において、中心気圧 930hPa 以下の台風の予報円が東京地方を含むと予測された場合。 又は、 ②洪水に関連する情報として、荒川流域での3日間の平均雨量を積み重ねた値（以下、荒川流域3日間積算流域平均雨量）が概ね 400mm を超える可能性があるとして予測され、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長いずれかからの発議があった場合。
II. 自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ）	氾濫発生 の72～24時間前を想定	以下のいずれかの条件に合致した場合に情報を発信します。 ① 48時間先 の台風予報において、中心気圧 930hPa 以下の台風の予報円が東京地方を含み、かつ、東京都（東京地方）に高潮警報発表の可能性が高いと予測された場合。 又は、 ②洪水に関連する情報として、荒川流域3日間積算流域平均雨量が概ね 500mm を超える可能性があるとして予測され、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断。
III. 広域避難勧告	氾濫発生 の24～9時間前を想定	以下のいずれかの条件に合致した場合に発令します。 ① 930hPa 以下の台風が概ね 24時間以内 に東京湾から神奈川県付近を含む地域へ到達すると予測され、気象庁が高潮特別警報を発表する可能性に関する 記者会見 を行う場合、又は、江東5区に高潮注意報が発表されており、当該注意報において堤防の天端高を越える最高潮位が予測されている場合。 又は、 ②洪水に関連する情報として、荒川流域3日間積算流域平均雨量が概ね 600mm を超える可能性があるとして予測され、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断。
IV. 域内垂直避難指示（緊急）	氾濫発生 の9～0時間前を想定	以下のいずれかの条件に合致した場合に発令します。 ①Ⅲの状態で 高潮警報 あるいは 高潮特別警報 が発表された場合 又は、 ②荒川が 氾濫危険水位 に達し、更なる水位上昇が見込まれる旨が通知された場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断。

- ①高潮氾濫を見据えた条件
②洪水氾濫を見据えた条件
③①、②に捉われず必要な場合に発令することを想定した条件
※本発令基準は現時点で考えられる基準として時間軸で整理したものであり、今後実際の運用等を重ねて改善していく場合があります。

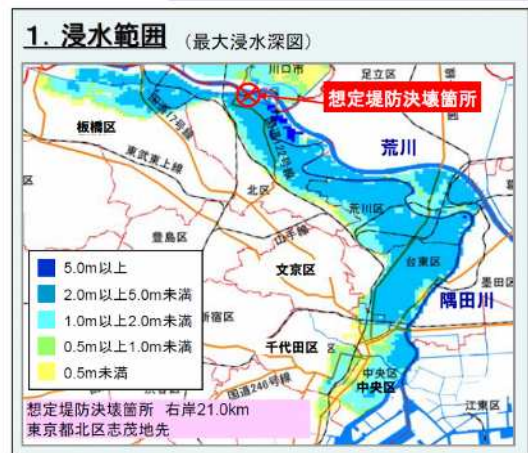
出典：「江東5区大規模水害広域避難計画」（概要）

第3節 ライフラインの被害

大規模水害による電力や通信等のライフラインの被害については、内閣府が「大規模水害対策に関する専門調査会報告 首都圏水没～被害軽減のために取るべき対策とは～」(平成22年4月)の中で、荒川右岸低地氾濫を想定し、ライフライン途絶の影響を受ける人口や復旧に要する期間の分析を行っている。

同報告における本区の想定浸水区域は、千住地域等に限られており、本区の被害の全貌を示しているわけではないが、水害発生後の応急対策活動等の水害時に優先する業務を検討する際の参考となるため、下記の表4にその概要を整理する。

図6 浸水範囲



出典：内閣府「大規模水害対策に関する専門調査会報告 首都圏水没～被害軽減のために取るべき対策とは～」(平成22年4月)

表4 ライフラインの被害想定

	復旧見込み (排水完了から復旧着手)	被害の可能性
電力	・数週間程度は必要	・変電設備、配電設備等への浸水により広域的な停電が発生する可能性あり ・送電が可能でも漏電による二次災害が想定される場合、供給停止の可能性あり
ガス	・1週間程度 ・ガス管内に想定を越える大量の水が流入している場合には、長期化する可能性	・家屋倒壊が懸念される地区では安全確保のために供給停止が行われる場合あり
上水道	・数ヶ月程度	・配水池や送配水ポンプ所の水没と電気機械設備の水没による機能障害が発生する可能性あり *荒川右岸低地氾濫の場合には、特に供給支障はなく、利根川首都圏広域氾濫の場合、金町浄水場(葛飾区)と三郷浄水場(三郷市)が影響を受けると想定
下水道	・数ヶ月程度	・ポンプ場や水再生センター、汚水処理場等の被災により汚水処理に支障が生じる可能性あり
通信	・固定電話：1日～数週間程度 ・携帯電話：数日程度 *上記は固定、携帯とも仮復旧に要する期間であり、本復旧には数ヶ月を要する	・固定電話、携帯電話とも不通になる可能性あり

内閣府の「大規模水害対策に関する専門調査会報告 首都圏水没～被害軽減のために取るべき対策とは～」(平成22年4月)を基に作成

第4節 区有施設における浸水の影響と今後必要な対策

第1 本庁舎

庁舎地階及び1階が浸水した場合の影響を整理するとともに、今後必要な対策について、災害対策本部（本部長室、情報収集指令室）の機能維持と庁舎全体の機能維持の2つに分けて、下記の表5に示す。

表5 本庁舎の地階及び1階が浸水した場合の影響と今後必要な対策
 （「今後必要な対策」の下線部は、設備の更新機会を捉えて実施するなど、中長期的な観点で取り組むもの）

	影響	今後必要な対策	
		災害対策本部	庁舎全体
電力	・電力設備、非常用発電機の水没により停電	・小型発電機の配置	・北館屋上に非常用発電機と受変電設備を移設し、北館2階以上に供給
ガス	・ガス事業者の施設が浸水した場合、供給不能		・浸水の影響を受けにくい中圧ガスの引込
給排水設備	・上水は、高架タンクによる給水であるため、電力供給が途絶した場合は使用不能 ・水洗トイレは使用不能		・飲料水は備蓄品で対応 ・携帯トイレ等の備蓄
情報通信設備	【電話】 ・電話交換機の水没により、本庁舎内の固定電話、FAX、災害時優先電話は使用不能		・非常用携帯電話の配備、衛星携帯電話等により連絡手段を確保 ・電話交換機が不要なIP電話の導入 ・電話線の引き込みからの接続部分を2階以上に変更
	【無線】 ・260MHz帯デジタル移動系無線/統制台は、停電により、14階設備が30分程度、7階設備が10分程度で使用不能 ・同報系（固定系）無線は、停電により、14階基地局が11時間、7階操作卓が13時間で使用不能	・小型発電機の配置により、電力の供給を維持 ・南館屋上に非常用発電機を設置し、7階と14階に電気を供給	
	【情報システム】 ・各館を結ぶネットワークケーブルは地下を經由しているため、浸水により途絶 ・本庁舎外施設との接続設備は、地下に設置されているため、浸水により途絶		・小型発電機の配置により、電力の供給を維持 ・住民情報系業務等を扱う庁内LANのネットワークケーブルは、水没しても動作するルートおよび通信方式に変更 ・庁内LANとは切り離されたインターネットアクセス経路を確保

第2 本庁舎以外の施設

1 浸水の影響

区職員が在勤している施設、第一次避難所及び第二次避難所となっている区有施設について、浸水した場合の電力、水、電話、食料・水(備蓄)への影響を下記に示す。

今回の調査では、原則として常勤職員を対象としている。

表 6 本庁舎以外の施設が浸水した場合の影響

区分	施設数	浸水により使用不能の恐れがある施設数 ³			食料、水を備蓄している施設(うち水害時に非浸水階への移動が必要な施設 ³)
		電力	給水	電話	
区民事務所 ¹	16施設	14	11	15	10(7)
中央図書館	1施設	1	1	1	1(1)
郷土博物館	1施設	1	0	1	1(0)
鹿浜いきいき館	1施設	1	0	1	1(1)
福祉事務所 ²	4施設	1	3	2	1(0)
障がい福祉センターあしすと	1施設	0	1	1	
保健センター	5施設	1	2	3	1(0)
清掃事務所	2施設	1	2	0	
こども支援センター	2施設	0	1	1	
千住スポーツ公園管理棟	1施設	1	1	1	
第一次避難所	105施設	99	105	87	104(68)
第二次避難所	9施設	7	6	8	8(6)

1：地域学習センターのうち、梅田地域学習センターは区職員の在勤施設であるが、区民事務所(梅田区民事務所)に含めている。

2：足立福祉事務所のうち千住福祉課は保健センター(千住庁舎)に、北部福祉課は竹の塚区民事務所含めている。

3：電気設備、給水設備、電話設備、水・食料等の備蓄倉庫の設置階の浸水可能性は、平成28年に国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所及び荒川河川下流事務所が公表した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図(想定最大規模版)」を基に、各施設等の浸水深から想定した。浸水深と建物の階層の関係は、3mを1階層とした。

電気設備については、浸水深より高い階層に設置されていても、電線の配電方式が以下の場合は、停電の恐れがあると想定した。

- ・電線が敷地外の電柱～敷地内の地中設備を経由して施設内に引き込まれている場合(地中設備が浸水する恐れがある)

給水設備については、浸水深より高い階層に設置されていても、停電の恐れがある場合は、ポンプアップができず、水道が使用不能になると想定した。

2 今後必要な対策

区職員が勤務する施設、第一次避難所、第二次避難所では、下記に示す対策を検討する。

- ・電気設備が浸水する施設では、浸水しない階層での小型発電機の配備や施設の改修等と併せた電気設備の設置階の変更
- ・給水設備が浸水する施設や停電により給水設備が使用できない施設では、飲料水の備蓄や携帯トイレの備蓄
- ・電話設備が浸水する施設では、非常用携帯電話の配備や施設の改修等と併せた電話設備の設置階の変更
- ・食料、水等の備蓄倉庫が浸水する施設では、浸水時に食料や水等を移動できる場所の確保や備蓄倉庫の設置階の変更

第3章 水害時に優先する業務の整理

第1節 水害時に優先する業務

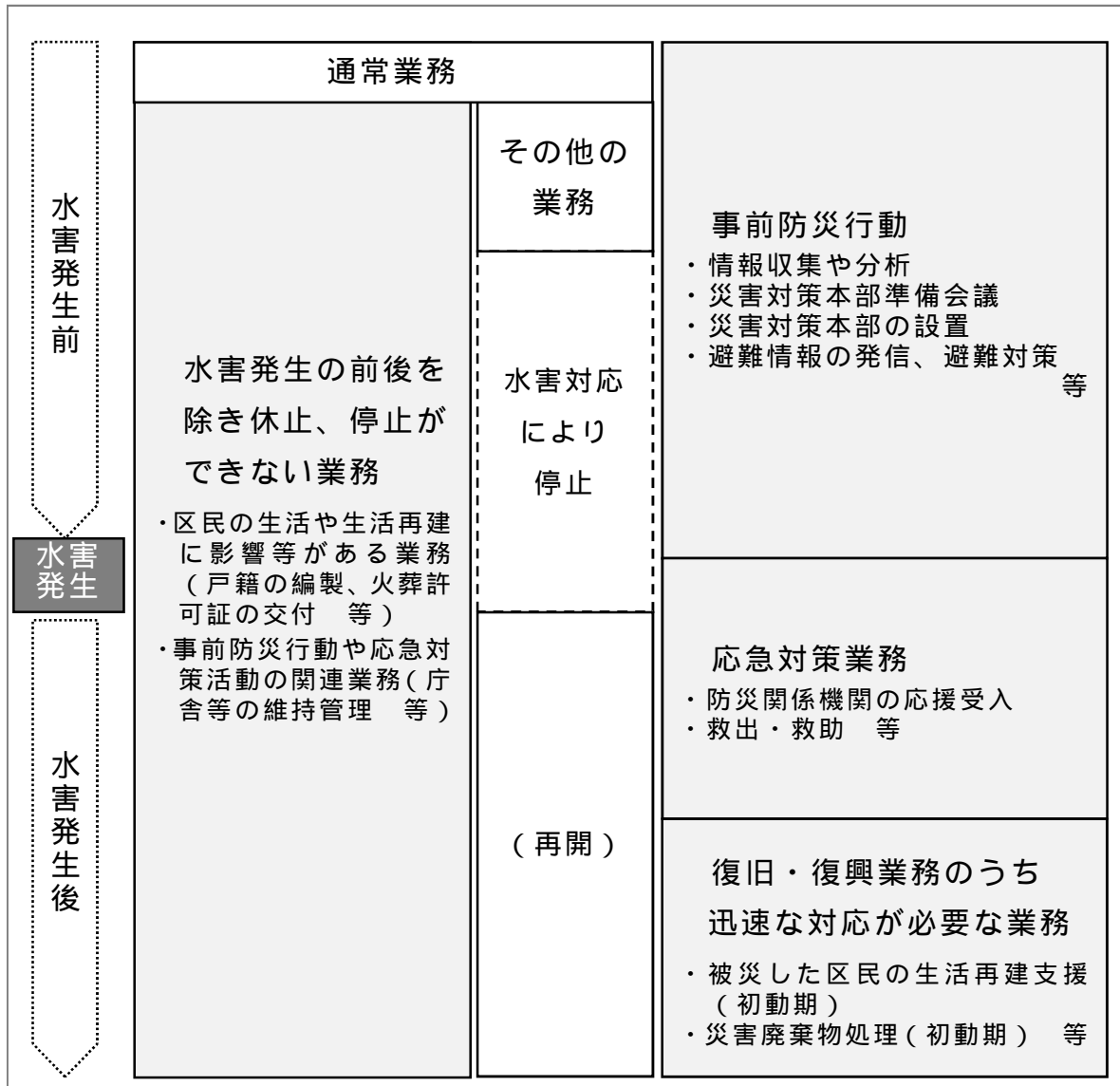
水害時に優先する業務は、次の4つを想定する。

- 通常業務のうち水害発生の前後を除き休止、停止ができない業務
- 事前防災行動
- 応急対策業務
- 復旧・復興業務のうち迅速な対応が必要な業務

上記のうち、事前防災行動は、水害発生前の気象情報等の収集、分析や避難対策等であり、台風の接近情報等により事前に水害発生が予測できる大規模水害特有の行動である（ 、 、 は、地震と同様）。

水害時に優先する業務のイメージを下図に示す。

図 7 水害時に優先する業務のイメージ



第2節 水害時に優先する業務の順位の考え方

第1 優先順位の類型化

水害が発生した場合、区は、その対応に重点をおく必要が生じるとともに、自己も被災するなど、人的資源や設備等の物的資源の制約を受ける可能性が高い。

このため、通常業務について、事前に人的資源や設備等の物的資源を優先して投入する業務を類型化しておく必要がある。

優先順位の類型は、区民の生命財産の保護及び社会生活の維持への影響の大きさを考慮し、A～Dの4類型を設定する。

- ・ 類型 A 区民の生命財産の保護及び社会生活の維持に重大な影響を及ぼす業務
- ・ 類型 B 遅くとも水害発生後1週間以内に復旧しないと、区民の生命財産の保護及び社会生活の維持に相当の影響を及ぼす業務
- ・ 類型 C 遅くとも水害発生後2週間以内に復旧しないと、区民の生命財産の保護及び社会生活の維持に影響を及ぼす業務
- ・ 類型 D 休止・停止が区民の生命財産の保護及び社会生活の維持に直ちに影響を及ぼすものではないと見込まれる業務

第2 着手・復旧時間の目標設定

優先順位のA～Dの類型ごとに、水害発生後の着手時間、復旧時間について目標を設定する。

- ・ 類型 A 水害発生前又は発生後直ちに着手し、発生後3日以内に復旧
- ・ 類型 B 水害発生後3日以内に着手し、発生後1週間以内に復旧
- ・ 類型 C 水害発生後1週間以内に着手し、発生後2週間以内に復旧
- ・ 類型 D 水害発生後1週間以上は着手せず、発生後30日以内に復旧

なお、はん濫により区内で浸水が始まった時点を基準時間とするが、「排水が完了しないと着手できない業務」と「排水が完了しなくても代替施設等に対応できる業務」があると考えられるため、浸水地域での業務着手、復旧には、浸水継続時間も考慮する必要がある。

表 7 業務の優先順位の類型と着手、復旧の目標時間

優先順位の類型		A	B	C	D
類型化の考え方		区民の生命財産の保護及び社会生活の維持に重大な影響を及ぼすため、水害発生前又は発生後直ちに着手すべき業務	遅くとも水害発生後1週間以内に業務に復旧しないと、区民の生命財産の保護及び社会生活の維持に相当の影響を及ぼす業務	遅くとも水害発生後2週間以内に業務に復旧しないと、区民の生命財産の保護及び社会生活の維持に影響を及ぼす業務	水害発生後1週間以上は着手せず、休止・停止が区民の生命財産の保護及び社会生活の維持に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務
目標時間	着手	水害発生前又は発生後直ちに業務に着手	水害発生後3日以内に業務に着手	水害発生後1週間以内に業務に着手	水害発生後1週間以上は着手せず
	復旧	水害発生後3日以内	水害発生後1週間以内	水害発生後2週間以内	水害発生後30日以内
水害時に優先する業務の例	通常業務 ¹	・報道事務 ・戸籍の編製、整備 ・火葬許可証の交付 ・庁舎等の維持管理等	・燃やすごみ収集運搬 ・保健所管理運営事務 等	・人事給与事務 ・ひとり親家庭等医療費助成事業等	
	事前防災行動 ²	・災害对本部の設置 ・情報収集、分析 ・避難対策 等			
	応急対策業務 ²	・防災関係機関の応援、受入 ・救出、救助 等			
	復旧・復興業務 ³	・被災した区民の生活再建支援（初動期） ・災害廃棄物処理や土砂・汚泥の除去（初動期） 等			

1：通常業務は、A～Cに該当する業務を水害時に優先する業務とした。（「足立区業務継続計画【地震編】に準じて分類」）

2：事前防災行動及び応急対策業務は、人命の確保に関わる業務であり、すべてがA類型とした。

3：復旧・復興業務は、区民の生命・健康の確保や復旧・復興を図る上で迅速な実施が必要な業務をA類型とした。

第3節 水害時に優先する業務の選定

第1 通常業務

通常業務は、巻末の「部門別の通常業務一覧」において、業務ごとに優先順位の類型を整理した結果を示す。

第2 事前防災行動、応急対策業務、復旧・復興業務

「足立区地域防災計画風水害編」¹「江東5区大規模水害広域避難計画」「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」を基に、事前防災行動、応急対策業務、復旧復興業務の3つの業務について、時系列に整理した結果を19ページの表9に示す。また、個々の業務を分掌する部については、「足立区地域防災計画風水害編」を準用する。

- ・表8の構成は、成30年6月に策定された内閣府の「市町村のための水害対応の手引き」を参考とした。
- ・「市町村のための水害対応の手引き」では、「市町村が実施すべき水害対応「10のポイント」が整理されており、これを踏まえて表8に示す構成²とした。

1：足立区地域防災計画平成29年度修正版以降の最新の知見等も活用するため、同計画に未規定の事項も含んでいる。

2：「市町村が実施すべき水害対応「10のポイント」の「災害救助法による応急救助」は事務的な手続きに関する内容のため、下記の構成に含めていない。

表8 事前防災行動・応急対策業務・復旧復興業務を整理する際の構成

1	災害対応体制の実効性の確保
2	情報の収集、分析
3	避難対策
4	広報の円滑化と情報の発信
5	緊急避難の仕組みの構築
6	応援の受入体制の確保
7	ボランティア・民間事業者との連携・協働
8	生活再建支援
9	応急復旧対策

第3章 水害時に優先する業務の整理
第3節 水害時に優先する業務の選定

表 9 事前防災行動・応急対策業務・復旧復興業務の流れ(その1)

表中の「分掌している部」の「災害対策本部」は、本部として意思決定に必要な情報収集指令室の活動を想定。
表中の「分掌している部」の()の記載がないものは、地域防災計画で記載がないもの。このうち、活動の内容が特定の部に限定されないものは「各部」とした。また、活動内容が、特定の区有施設に関係しているものは、当該施設の所管部とした。
表中の「XからX1時間後」「X2時間後」「X3時間後」の「X」は、水害発生からの経過時間が明確に定まっていないことを表している。

	< >の番号: 荒川下流タイムライン(拡大試行版) : 江東5区大規模水害広域避難計画 : 地域防災計画 : 市町村のための水害対応の手引き 無印: 本計画で検討、追加	主に分掌している部 *地域防災計画からの準用で()内の番号は同計画の掲載箇所	1 2 0 時間前 (5日前)	7 2 時間前 (3日前)	4 8 時間前 (2日前)	3 0 時間前	1 1 時間前	3 時間前	0 時間	X ~ X 1 時間後	X 2 時間後	X 3 時間後					
												終 息 ~ 9 日	4 ~ 7 日	8 ~ 1 ヶ月	1 ヶ月以降		
1 災害 対応 体制 の実 効性 の 確保	災害対策本部の設置準備会議	災害対策本部															
	災害対策本部の設置	災害対策本部															
	第四次非常配備態勢の発令	災害対策本部															
	過去の洪水と比較等、洪水の切迫性について確認<589>	災害対策本部															
	河川占用工作物の撤去等のための業者(占有者)等への連絡体制の確認及び連絡<44>	都市建設部(553)															
	災害対策用資機材、復旧用資機材の確認<54>	都市建設部(553)															
	止水板、土のう等止水・防水資機材等の準備<53>	都市建設部(553)															
	工事現場等の点検<131>	都市建設部(553)															
	危険箇所の点検・確認<58>	都市建設部(553)															
	樋門・水門、雨水ます等の点検・清掃<60>	都市建設部(553)															
	区内水防活動の連絡体制の確認<115>	都市建設部(553)															
	被災箇所・被災危険個所に対する水防工法の検討、実施<450>	都市建設部(553)															
	巡視に基づき漏水箇所等に積土のう(消防に要請)<463>	都市建設部(553)															

第3章 水害時に優先する業務の整理
 第3節 水害時に優先する業務の選定

表 9 事前防災行動・応急対策業務・復旧復興業務の流れ(その2)

	< >の番号: 荒川下流タイムライン(拡大試行版) : 江東5区大規模水害広域避難計画 : 地域防災計画 : 市町村のための水害対応の手引き 無印: 本計画で検討、追加	主に分掌している部 * 地域防災計画からの準用()内の番号は同掲載箇所	1 2 0 時間前(5日前)	7 2 時間前(3日前)	4 8 時間前(2日前)	3 0 時間前	1 1 時間前	3 時間前	0 時間	X X 1 時間後	X 2 時間後	X 3 時間後				
			終 息 9 日	4 7 日	8 1 ヶ月	1 ヶ月以降										
1 災害対応体制の実効性の確保	協力機関の体制確認、連絡体制の確認<24>	各部														
	今後の人員配置の確認<39>	各部														
	浸水想定区域内の庁舎等では、浸水しない階へ重要な書類等を移動	各部														
	浸水想定区域内の車両や重要な資機材等を浸水しない地域へ移動	各部														
	浸水想定区域内の職員の避難<773>	各部														
2 情報の収集・分析	公共交通の運行状況の確認、情報収集、連携<239 ほか>	災害対策本部														
	交通規制情報の収集<513>	災害対策本部														
	都が開催する台風説明会への参加<96>	災害対策本部														
	助言の要請(河川事務所、気象台等)<218 ほか>	災害対策本部														
	河川事務所からのホットラインの受信<301 ほか>	災害対策本部														
	必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請<430 ほか>	災害対策本部														
	必要に応じ、河川事務所へリエゾンの派遣を要請<431 ほか>	災害対策本部														
	破堤箇所・浸水区域の情報把握<810>	災害対策本部														
	通行止めや交通規制情報の把握(応急対策・復旧方針検討のため)<857>	災害対策本部														
台風の予想進路と影響等の収集・確認<14 ほか>	各部															

表 9 事前防災行動・応急対策業務・復旧復興業務の流れ(その3)

	< >の番号: 荒川下流タイムライン(拡大試行版) : 江東5区大規模水害広域避難計画 : 地域防災計画 : 市町村のための水害対応の手引き 無印: 本計画で検討、追加	主に分掌している部 * 地域防災計画からの準用()内の番号は同掲計画の掲載箇所	1 2 0 時間前(5日前)	7 2 時間前(3日前)	4 8 時間前(2日前)	3 0 時間前	1 1 時間前	3 時間前	0 時間	X X 1 時間後	X 2 時間後	X 3 時間後						
												終 息 9 日	4 7 日	8 1 ヶ月	1 ヶ月以降			
2 情報の 収集・ 分析	荒川下流破堤氾濫時の浸水予想範囲の確認<25>	各部																
	重大な影響が予想される台風についての記者会見及び関係資料の確認<35>	各部																
	気象情報・河川水位情報の収集・確認<177 ほか>	各部																
	流域全体の雨量観測所情報・河川水位観測所情報の収集・確認<98 ほか>	各部																
	被害情報の伝達・収集<867>	各部																
3 避難 対策	広域避難の共同検討の開始()	災害対策本部																
	自主広域避難情報(広域避難の呼掛け)の発信()	災害対策本部																
	広域避難勧告の検討	災害対策本部																
	広域避難勧告の発表()	災害対策本部																
	域内垂直避難指示(緊急)の発令()	災害対策本部																
	自力で避難できない避難行動要支援者等に対する避難支援対策	災害対策本部(避難行動要支援担当)																
	広域避難のための移送準備	関係部(560)																
	広域避難先への連絡、調整()	関係部(560)																
	保育園の休園の検討<128>	子ども家庭部																
区立小中学校の休校の検討<128>	教育指導部 学校運営部																	

第3章 水害時に優先する業務の整理
 第3節 水害時に優先する業務の選定

表 9 事前防災行動・応急対策業務・復旧復興業務の流れ(その4)

	< >の番号:荒川下流タイムライン(拡大試行版) :江東5区大規模水害広域避難計画 :地域防災計画 :市町村のための水害対応の手引き 無印:本計画で検討、追加	主に分掌している部 *地域防災計画からの準用()内の番号は計画の掲載箇所	1 2 0 時間前(5日前)	7 2 時間前(3日前)	4 8 時間前(2日前)	3 0 時間前	1 1 時間前	3 時間前	0 時間	X X 1 時間後	X 2 時間後	X 3 時間後				
			終 息 9 日	4 7 日	8 1 ヶ月	1 ヶ月以降										
3 避難対策	福祉施設の休所の検討<128>	福祉部														
	保育園の休園措置の決定・伝達、収集・確認<227>	子ども家庭部														
	区立小中学校の休校措置の決定・伝達、収集・確認<227>	教育指導部 学校運営部														
	福祉施設の休所措置の決定・伝達、収集・確認<227>	福祉部														
	規制時規制場所に監視員の配置<478>	都市建設部 (552)														
4 広報の円滑化と情報の発信	防災無線放送による来訪者への退去勧告<416>	災害対策本部														
	避難を様々な媒体で呼びかけ、広報車出動	政策経営部 (502)														
	地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等への洪水関連情報等の喚伝達<293ほか>	政策経営部 (502)														
	広報車による来訪者への退去勧告<416>	政策経営部 (502)														
	各施設の閉鎖に関する情報提供<417>	各部														
	各道路管理者による浸水想定区域のアンダーパス含む道路に対する注意喚起の検討<474>	都市建設部 (552)														
	地下施設利用者への周辺避難場所の広報<511>	政策経営部 (502)														
	区民からの問い合わせ対応<477>	政策経営部 (502)														

表 9 事前防災行動・応急対策業務・復旧復興業務の流れ(その5)

	< >の番号:荒川下流タイムライン(拡大試行版) :江東5区大規模水害広域避難計画 :地域防災計画 :市町村のための水害対応の手引き 無印:本計画で検討、追加	主に分掌している部 *地域防災計画からの準用での()内の番号は同計画の掲載箇所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	X 3 時間後					
			0時間前(5日前)	72時間前(3日前)	48時間前(2日前)	30時間前	11時間前	3時間前	0時間	X1時間後	X2時間後	終息(9日)	4(7日)	8(1ヶ月)	1ヶ月以降			
5	緊急避難のための仕組みの構築(水害緊急避難建物の開錠)	地域のちから推進部・福祉部・教育指導部・学校運営部・子ども家庭部(563)																
6	自衛隊等へ派遣要請検討()	災害対策本部																
	救助体制の構築(国、東京都、他自治体等への支援要請)<825>	災害対策本部																
	氾濫シミュレーション結果等を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請<830>	災害対策本部																
	自衛隊派遣要請・受け入れ<850>	災害対策本部																
	他地方公共団体応援要請・受入<851>	災害対策本部																
	状況に応じて、リエゾンを通じ、河川事務所に災害対策機械の派遣等の支援を要請<745>	災害対策本部																
7	ボランティアの受入・管理<923>(総務部)	総務部(502)																
8	生活物資の調達、救援物資の調達・配布<874>	総務部、区民部、都市建設部(569)																
	長期避難者のための物資輸送の提供体制の確保<903>	総務部、区民部、都市建設部(569)																

第3章 水害時に優先する業務の整理
 第3節 水害時に優先する業務の選定

表 9 事前防災行動・応急対策業務・復旧復興業務の流れ(その6)

	< >の番号:荒川下流タイムライン(拡大試行版) :江東5区大規模水害広域避難計画 :地域防災計画 :市町村のための水害対応の手引き 無印:本計画で検討、追加	主に分掌している部 *地域防災計画からの準用()内の番号は同掲載箇所	1 2 0 時間前(5日前)	7 2 時間前(3日前)	4 8 時間前(2日前)	3 0 時間前	1 1 時間前	3 時間前	0 時間	X 1 時間後	X 2 時間後	X 3 時間後				
			終 息 9 日	4 7 日	8 1 ヶ月	1 ヶ月以降										
8 生活 再 建 支 援	長期避難者のための医療サービスの提供体制の確保<903>	衛生部(623)														
	長期避難者のための福祉サービスの提供体制の確保<903>	福祉部(565)														
	被災地域の警戒活動、各種相談対応の実施<911>	政策経営部、各部(624)														
	被災者台帳の作成()	地域のちから推進部(557)														
	住宅被害認定調査()	地域のちから推進部(557)														
	り災証明の発行<924>	地域のちから推進部(557)														
	第一次避難所及び福祉避難所の開設、検討、指示<925>	福祉部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部(566)														
	備蓄物資の輸送、支援物資の受入・仕分け・配分()	総務部、区民部、都市建設部(569)														
	仮設住宅着工、公営住宅入居募集、民間賃貸住宅の斡旋	都市建設部、資産管理部、産業建設部(624)														

表 9 事前防災行動・応急対策業務・復旧復興業務の流れ(その7)

	< >の番号:荒川下流タイムライン(拡大試行版) :江東5区大規模水害広域避難計画 :地域防災計画 :市町村のための水害対応の手引き 無印:本計画で検討、追加	主に分掌している部 *地域防災計画からの準用での()内の番号は同計画の掲載箇所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	X 3 時間後							
			0時間前(5日前)	72時間前(3日前)	48時間前(2日前)	30時間前	11時間前	3時間前	0時間	X1時間後	X2時間後	終息(9日)	4(7日)	8(1ヶ月)	1ヶ月以降				
9 応急復旧対策	災害廃棄物処理(仮置き場の確保、災害廃棄物の分別・処理・再生利用、災害廃棄物処理支援ネットワーク活用)()	環境部 (623)																	
	市街地における土砂・汚泥の除去<919>	環境部 (623)																	
	放置車両の撤去(災対法適用の場合)<920>	都市建設部 (625)																	
	障害物等の撤去<921>	都市建設部 (625)																	
	道路・橋梁等応急復旧<922>	都市建設部 (625)																	
	公共施設等の応急復旧対策()	資産管理部、地域のちから推進部、福祉部、都市建設部 (625)																	
	応急教育対策()	教育指導部 学校運営部 (625)																	
	応急保育対策()	子ども家庭部 (625)																	
	感染症予防・保健衛生<917>	衛生部 (623)																	
	遺体の収容・火葬等()	地域のちから推進部 (623)																	

第4章 水害時に優先する業務の実施体制

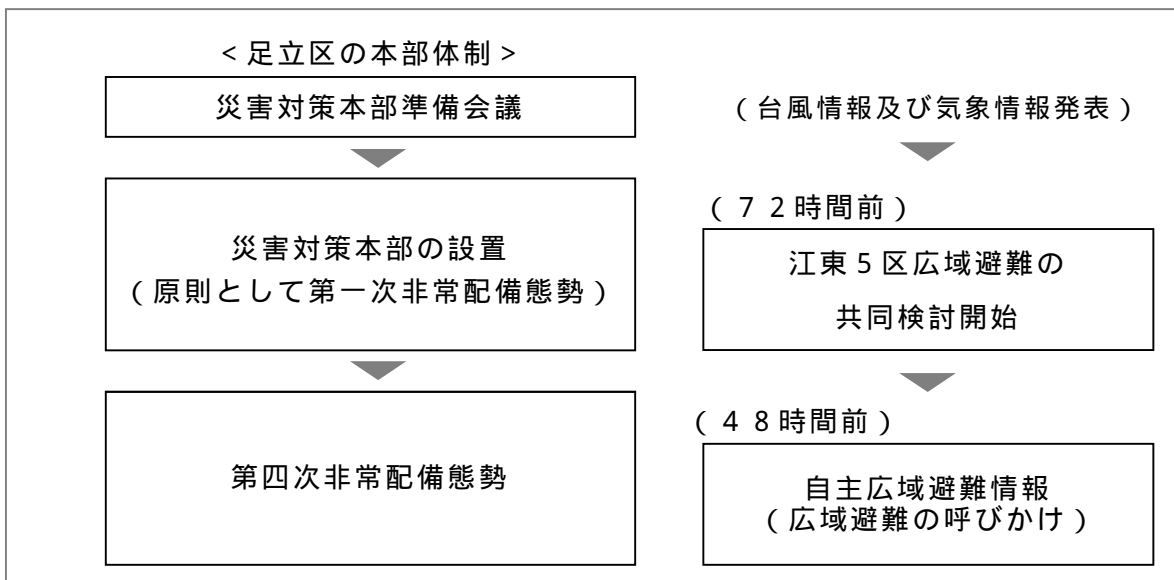
第1節 水害時に優先する業務実施の基本的な流れ

第1 本部体制の立ち上げの考え方

災害対策本部は、江東5区において広域避難の共同検討の開始を決定する前に設置することを原則とする。

なお、「江東5区大規模水害広域避難計画」では、災害対策本部の設置について、24時間前(広域避難勧告発表前)となっているが、本区では、「広域避難の共同検討の開始」前に、災害対策本部を設置し、避難対策や区民からの問い合わせ対応等の全庁での活動を想定する。

図8 災害対策本部の設置時期と江東5区の動き



第2 業務量の推移を踏まえた人的資源の配分調整

水害時に優先する業務は、地域防災計画で規定する担当部署が主体となって実施する。

災害対策本部は、業務量の推移を考慮し、その他の部署の人的資源等を当該業務に投入するなど、全体調整を行う。

第3 水害時に優先する業務を実施するための通常業務の調整

災害対策本部は、水害発生前の事前防災行動から発生直後の応急対策業務、発生後の復旧・復興業務など、水害時に優先する業務の種類や量の変化に対応できるよう、段階的に通常業務の縮小、休止、再開を検討する。

27ページの表10では、本部活動全体について、時間の経過を水害発生前と発生後に大別した上で、水害時に優先する業務の変化と、通常業務の縮小、休止、再開時期の目安を整理している。

なお、事前防災行動、応急対策業務、復旧・復興業務等の詳細な流れは、19～25ページに整理した。

表 10 水害時に優先する業務の変化と、通常業務の縮小、休止、再開時期の目安

		想定される活動
水害発生前	72時間前	<ul style="list-style-type: none"> 江東5区の広域避難の共同検討開始に対応して、災害対策本部の設置を準備（災害対策本部準備会議の実施）
	72～24時間前	<ul style="list-style-type: none"> 江東5区の自主広域避難情報（広域避難の呼びかけ）の発信を決定した段階で、災害対策本部を設置し、窓口等の一部通常業務を縮小 水害対策と業務継続計画における各部の業務を調整する必要がある場合は、災害対策本部又は水害時に優先する業務の関係者による業務継続調整会議を実施（随時実施） 広域避難を様々な媒体で呼びかけるほか、区民からの問い合わせに対応 本庁舎等では、浸水しないフロアへの文書等の移動や公用車の退避を検討、順次実施 広域避難対策や水害発生等に備えて防災関係機関に支援を要請
	24～9時間前	<ul style="list-style-type: none"> 江東5区の広域避難勧告発令後は、広域避難のさらなる呼びかけや、自力で避難できない避難行動要支援者等に対する避難支援対策、残留者の確認等を実施 原則として通常業務を休止 暴風雨等により屋外での避難行動が困難になるため、広域避難から垂直避難に切り替えるための準備として、区内の水害緊急避難建物（近隣住民等が高台などの安全な場所へ避難する時間的余裕がない場合に避難する施設）を開錠
	9～0時間前	<ul style="list-style-type: none"> 域内垂直避難指示（緊急）が発令後は、垂直避難の呼びかけや戸別訪問も含む残留者の確認等を実施 屋外で活動している職員に避難を指示
水害発生		
水害発生後	氾濫～終息	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策活動及び復旧・復興活動を行う防災関係機関の応援の受入 国、東京都、他自治体、自衛隊など防災関係機関の支援のもとでの救出・救助活動が中心 区民の生活支援のための窓口業務等は、平常時に使用していた施設が使用不能の場合、代替施設での再開を検討 長期避難者の発生に備えて、物資や医療福祉サービスを確保
	氾濫終息後	<ul style="list-style-type: none"> 救出・救助活動が徐々に終息 復旧・復興に向けた排水作業を実施 排水完了地域では、土砂・汚泥の除去を含む災害廃棄物処理や被災した区民の生活支援、衛生環境の維持対策を実施 窓口業務や応急対策業務の活動拠点、避難所等の施設の利用需要に対応するため活用可能な区有施設の再開を検討

第2節 職務権限の代行

第1 災害対策本部での職務の代行（首長の代行）

災害対策本部では、重要な意思決定等に支障が生じないように、職務代行の順位を表11に定める。職務代行は、責任者と連絡がとれない場合、自動的に行われるものとする。

表 1 1 区長の職務代行の順位

責任者	職務代行の順位				
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
区長	第一副区長	第二副区長	教育長	危機管理部長	総務部長

第6位は危機管理部長経験者、第7位は災害対策課長経験者の部長級職員、第8位は危機管理課長経験者の部長級職員、第9位はその他部長級職員で組織順の上位にあるものとする。

第2 各部各課における職務の代行

各部各課において、事案の決定を行う者の不在が生じた場合は、原則として、足立区事案決定規定の第6条（事案決定の臨時代行）に基づき事案の決定を行う。

第5章 水害時に優先する業務の実施に必要な資源の確保

第1節 人員の確保

水害対応は長期化する事例が多いため、職員の健康管理等の観点から、交代制の導入が必要となる。そこで、原則として職員が帰宅できない日が3日間を超えることがないような交替体制を構築することが望ましい。

「足立区業務継続計画【地震編】」（平成30年度修正）で行った職員の居住地の分析では、区役所からの直線距離が6km（徒歩での参集に3時間以上を要する）を超える遠地に居住する職員が60%となっている。こうした遠地に居住する職員を優先的に交替等で帰宅させるとした場合、概ね4割の職員で水害対応を行うことを前提に考える必要がある。また、区内在住の職員で対応することを想定しても、約4割程度となる。このため、人命に関わる業務に絞り込む等の対応を行う。

表 1 2 区職員の徒歩による参集時間別の人数

	～ 1 時間	～ 3 時間	～ 2 4 時間	～ 3 日
参集人数 (参集率)	3 1 8 人 (1 0 %)	1 , 2 9 3 人 (4 0 %)	2 , 6 8 2 人 (8 2 %)	3 , 2 7 4 人 (1 0 0 %)

職員の居住地と区役所等勤務場所の距離（ ）を基に、被災時に参集可能な職員数を推計している。ここでは、徒歩による参集（概ね時速3km/h）を前提として算出されている。

0 ～ 2 km : ～ 1 時間 2 ～ 6 km : ～ 3 時間
 6 ～ 2 0 km : ～ 2 4 時間 2 0 km ～ : ～ 7 3 時間

第2節 職員のための備蓄物品の確保

職員のための水、食料、トイレの確保については、下記の表13に示すように対応する。

表 1 3 水、食料、トイレに関する分析結果

（「今後必要な対策」の下線部は、格納場所の確保など、中長期的な観点で取り組むもの）

資源	確保状況	課題	今後必要な対策
水	<ul style="list-style-type: none"> 第二次非常配備態勢（約500名）の3日分を備蓄 防火飲料用水槽、雑用水受水槽があり、非常災害用浄水装置を利用すると飲用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 水、食料は地下に備蓄しており、浸水する。 全職員に対応できる水・食料等の備蓄はない。 第二次配備態勢が継続した場合、3日目以降は、別途飲料水を確保しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 水・食料等を水害発生前に浸水しない階へ移動する。 <u>交替制の導入や浸水継続時間による在庁職員数を設定した上で必要な水・食料等を確保する。</u>
食料	<ul style="list-style-type: none"> 第二次非常配備態勢（約500名）の3日分を備蓄 		
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 9300回分の自動ラップ式トイレを備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 電力が必要であり、停電時には使用できない。 500人が使用するとした場合、1人当たり6回しか使えない。 トイレ使用後の廃棄物の置き場所を確保しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 電力が不要な災害用トイレの備蓄の充実を図る。 執務への支障がない場所で、トイレ使用後の廃棄物の置き場を確保する。

第3節 資機材等の確保

その他の防災資源である資機材、文書等の確保や業務委託先の活用については、下記の表14に示すように対応する。

表 14 資機材等に関する分析結果

(「今後必要な対策」の下線部は、設備の更新機会を捉えて実施するなど、中長期的な観点で取り組むもの)

資源の カテゴリ	資源分類	主な課題	今後必要な対策
資機材等	公用車	庁内に残っている公用車がある場合、地階の浸水により水没し、使用不能になる。	水害発生後の応急対策継続のための措置として、浸水想定区域内の車両を浸水しない地域へ移動する。
	特殊なクライアントPC・公印・専用の機械(カード発行機等)	<ul style="list-style-type: none"> 各館の1階のすべて及び2階の一部に配置されたクライアントPCは浸水により使用できない。 電気設備及び非常用発電機の水没により、電力を必要とする機械類は使用不能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水する階のPCを浸水しない階へ移動させる。 浸水しないフロア又は事務室で、最低限のパソコンとプリンターを稼働させるためのネットワーク環境と電源を確保する。 <u>本庁舎の設備改修と合わせて非常用発電機の耐水性を向上させる。</u>
文書等	窓口での申請書類等の紙の資料	各館の地階、1階のすべて及び2階の一部に保管された紙の文書は浸水によって破損や失われる恐れがある。	<ul style="list-style-type: none"> 紙の文書は、スキャナ等を用いた文書の電子化によるバックアップに努める。 電子化されていない重要書類は、浸水しない階へ移動させる。
	情報システム化された業務上のデータ	停電によりシステムが正常に停止できないことで、業務データが消失する恐れがある。	サーバー室機能を維持できる電源の確保もしくはマシン室機能を本庁舎外に移転させる。
業務委託先	指定管理業者を始めとする外部事業者(必要に応じて発注するのではなく、定常的に業務委託を行う先)	多くの業務委託先に対しては、被災時の優先対応について依頼済みであるが、拘束力のある契約や協定を締結できている業務委託先は限定されており、災害時の実効性に欠ける恐れがある。	重要な業務委託先を対象に、被災時の優先対応が確実なものとなるような調整(契約や協定の締結等)を推進する。

第6章 今後の対応

今回の計画策定の過程で抽出された課題を以下に整理する。

(一部再掲)

第1節 区役所本庁舎の代替施設の検討

本庁舎は、地階及び1階が浸水することにより、電力等の庁内インフラが停止する可能性がある。浸水後の業務継続の拠点として、以下の3ケースを設定し、それぞれの課題を整理する。

- 1 本庁舎で業務継続
- 2 代替施設に移転
 - (1) 区内での移転
 - (2) 区外への移転

第1 本庁舎で業務継続する場合の課題

1 最低減の電力確保

- ・小型発電機の配備により、情報・通信機器の稼働など、最低減の電力を確保することが必要

2 水・食料の確保

- ・電力停止に伴い上水が使用不能になるため、活動する職員の想定数及び水・食料の拡充についての検討が必要

約1,400人(例:全職員の4割)が3日間(浸水継続時間)在庁すると想定した場合、2Lのペットボトルで6,300本が必要
(= 3L / 人・日 × 1400人 × 3日 ÷ 2L / 本)

3 トイレの確保

- ・下水道の水位が急上昇することにより、浸水階のトイレ等で逆流の発生が想定されるため、衛生面の確保が必要
- ・電力停止に伴いトイレ用水が使用不能になるため、携帯トイレ等の備蓄が必要

約1,400人が3日間在庁すると想定した場合、21,000回分が必要
(= 5回 / 人・日 × 1700人 × 3日)

震災時のトイレ対策のあり方に関する調査研究委員会「震災時のトイレ対策 - あり方とマニュアル - 」(1997)(財)日本消防設備安全センター

4 情報・通信手段の確保

- ・停電から一定時間経過後に無線が使用できなくなることから、小型発電機等により電力の供給を維持することが必要
- ・地階の浸水により、情報システムのネットワークケーブルが途絶することから、水没しても動作するルートや通信方式への変更が必要

第2 代替施設に移転する場合の課題

区内、区外のいずれに移転する場合においても、以下について検討することが必要である。

1 区内、区外移転の共通課題

(1) 移転先で必要な規模

- ・本庁舎機能全体が移転可能な施設を確保することは難しく、災害対策本部機能の移転が中心になる
- ・そのために必要な面積規模を検討することが必要

【災害対策本部機能に必要と考えられる諸室】

- ・本部長室（本部長執務室等含む）
- ・情報収集指令室（無線統制室等含む）
- ・プレスセンター
- ・休憩室、シャワー室
- ・倉庫（水・食料、関連資料等）
- ・トイレ 等

(2) 移転の手順等

- ・業務継続に空白時間が生じないように、代替施設への移転手順や職員の移動計画について事前の検討が必要

2 区内の代替施設に移転するケースの課題

(1) 候補施設の選定の基本的な考え方

代替施設の候補設は、以下の評価項目で検討、抽出することが望ましい。

- ・ 浸水深（例えば1 m未満等）
- ・ 浸水継続時間（例えば24時間程度等）
- ・ 災害対策本部機能に必要なと考えられる諸室（32ページ参照）を確保できる床面積
- ・ 浸水時における電気、給水、電話等のインフラ設備の維持
- ・ 職員のための水・食料の備蓄

(2) 候補施設の検討

現在、「(1) 候補施設の選定の基本的な考え方」の全てを満たす区有施設はないことから、浸水深や浸水継続時間、災害対策本部機能に必要なと考えられる諸室を確保できる床面積を基本に、候補施設を検討する必要がある。

表15 候補施設の例

施設名 (床面積)	浸水深 浸水継続時間	電力	水	電話	水・食料
舎人区民事務所 (2,820㎡)	0.58m 約12時間	電気室、非常用電源は1階に設置されているため浸水し、使用不能	停電により給排水設備は使用不能	電話設備は3階に設置されており、浸水深より高い	水・食料は3階に設置されており、浸水深より高い
総合スポーツセンター (9,808㎡)	0.78m 約29時間	電気室、非常用電源は地下に設置されているため浸水し、使用不能	停電により給排水設備は使用不能	電話設備は1階に設置されているため浸水し、使用不能	水・食料は1階に設置されており、浸水前に2階以上への移動が必要
足立清掃事務所 (3,574㎡)	0.90m 約28時間	電気室は地下に設置されているため浸水し、使用不能	停電により給排水設備は使用不能	電話設備は中2階に設置されており、浸水深より高い	

ここでは、施設内の電気設備側から電力の維持可能性について評価しているが、供給側である電力会社の施設(変電所等)への浸水の影響を把握することも重要である。区内では「入谷町」「伊興」「保木間」の変電所が埼玉県からも送電を受けることがあり、今回の対象としている水害(6ページ参照)においても電力供給が維持される可能性が高いとされている。表15の3施設の変電所は、舎人区民事務所が「入谷町」、総合スポーツセンターが「内匠」、足立清掃事務所が「伊興」となっている。

(3) 候補施設における電力等の確保

浸水深が1m未満であっても、インフラ設備の設置階や地下や1階の場合は浸水の影響を受けるため、下記の対策が必要である。

- ・非常用電源の確保が必要(代替施設の電力設備が浸水の影響を受けないとしても、電力会社の施設の浸水により、区内の広い範囲で停電が発生する可能性もある)
- ・電力停止に伴い上水が使用不能になることから、飲料水の備蓄が必要
- ・電力停止に伴い下水が使用不能になることから、簡易トイレの配備や災害用便槽等の用水を必要としないトイレ設備の確保が必要
- ・現在、本庁舎の代替として、水害対応等に必要な情報・通信設備等を備えた区有施設はないことから、防災無線等の統制台や基地局等の機能も備えた情報・通信設備の確保が必要

3 区外の代替施設への移転する場合の課題

(1) 電力等のインフラ浸水の影響を受けない自治体の把握

- ・区外の代替施設の選定には、停電等が生じない自治体の選定が必要(電力会社の施設が被害を受けた場合、その供給エリア内は浸水しないエリアであっても停電するため、電力会社の施設の供給エリアを把握することが必要)

(2) 災害対策本部の移転に関する協定締結等

- ・災害対策本部の円滑な移転を図るため、東京都や周辺の区市等との間で事前の協定締結等が必要

【災害対策本部の移転に関する協定締結事例】

- ・大規模災害時における臼杵市災害対策本部の移転に関する協定書
大分県と臼杵市の間で締結
臼杵市のに庁舎が被災した場合に災害対策本部・災害警備本部を臼杵支援学校に開設

(3) 国、東京都、江東5区における協議・調整

- ・広域避難計画は、国、東京都、江東5区において検討を進めており、区外での代替施設の確保についても広域的な課題として、協議・調整を行うことが必要

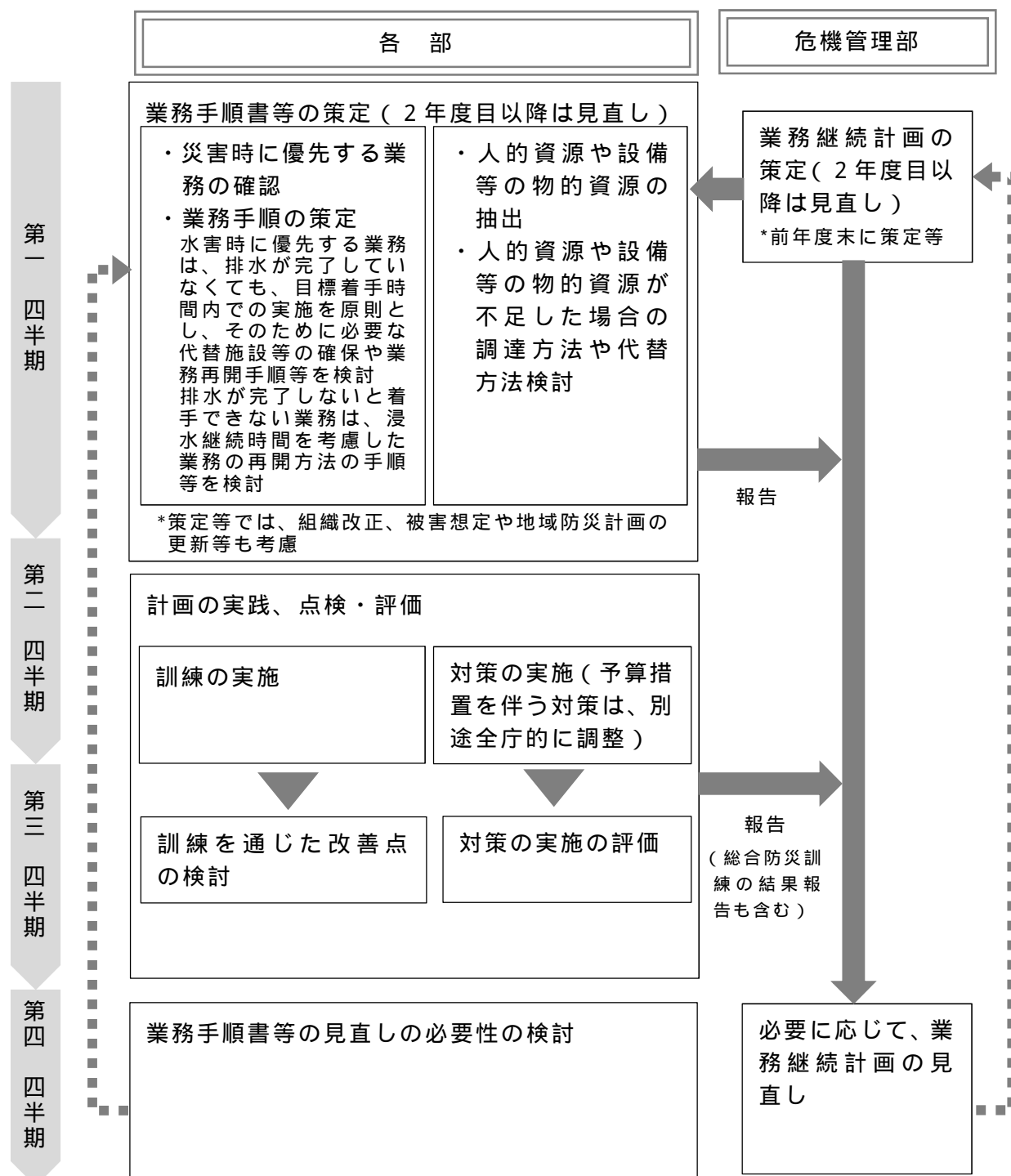
第2節 各部等における業務継続の実効性の担保

第1 各部等での取り組みの流れ

業務継続計画は、水害時に優先する業務の抽出や実施体制の基本的な考え方を示したものである。

このため、業務継続の実効性を担保するためには、各部等で水害時の対策手順等を策定した上で、必要に応じて更新等を行うことが必要であり、今後、各部等で取り組むべき流れを下記の図9に示す。

図9 各部等での業務手順書等の作成及び更新等のスケジュール
(現時点における概ねのイメージを示したもの)



第2 部別行動計画等や各種マニュアルにおいて定める内容

部別行動計画は、各部が所掌する災害時に優先する業務の特性を踏まえたものとするが、原則として下記の内容を定める。

- ・災害時に優先する業務は、事前防災行動、通常業務、応急対策業務、復旧・復興業務の別に整理
- ・業務の優先順位を時系列で確認するため、原則として優先順位の類型ごとに整理するとともに、業務開始目標時間の順に整理
- ・業務の実施に必要な人的資源、物的資源の確保状況と確保できていない場合の対策を整理
- ・通常業務、応急対策業務、復旧・復興業務については、浸水継続の影響と浸水継続中の業務再開の手法（代替施設や業務再開までの手順等）を整理

図 1 0 部別行動計画イメージ

(様式1)

		災害対策本部の部の分掌事務にかかる実施主体 ○○部		
分掌	事前防災行動	通常業務	応急対策業務	復旧・復興業務
1				
2				
3				

(様式2)(分掌事務ごとの行動計画)

		災害対策本部の部の分掌事務にかかる実施主体 ○○部	
分掌	事前防災行動	必要な資源及び確保状況及び対策	
1	○○に関すること 【実施時期】 水害発生前○時間～○時間前 【行動計画】 (1) <input type="text"/> する。 ア ○○○ イ ○○	【人的資源】 (1) 確保状況 (2) 確保できていない場合の対策 【物的資源】 (1) 確保状況 (2) 対策	

		災害対策本部の部の分掌事務にかかる実施主体 ○○部		
分掌	通常業務	必要な資源の確保状況、対策	浸水継続中の業務再開方策	
1	優先順位：A ○○に関すること 【目標時間】 着手：水害発生後直後 復旧：水害発生後3日以内 【行動計画】 (1) <input type="text"/> する。 ア ○○○ イ ○○○	【人的資源】 (1) 確保状況 (2) 対策 【物的資源】 (1) 確保状況 (2) 対策	【浸水継続の影響】 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	【浸水継続中の業務再開】 (1) 代替施設 (2) 業務再開までの手順

第3節 人的資源や設備等の物的資源の確保

水害時に優先する業務を担う職員や、職員の活動を支える電力等のエネルギーを確保するため、以下の事項について検討する。

第1 長期間に及ぶ水害対応での人員の確保

- ・事前行動から水害発生、発生後の応急対策業務、その後の復旧・復興業務に至るまで、水害対応は長期間及ぶため、交代制の導入を検討(総務部等)
- ・職員の交代の仕組みと併せて、台風接近時の参集の困難性等についても検討し、確保可能な人的資源を明確化(危機管理部)

第2 設備更新の機会等を捉えた、水害に対する備え

- ・水害時に優先する業務を行うためには、電気や情報通信等のインフラ設備について、浸水時でも機能を維持することが必要
- ・浸水によりインフラ設備が途絶する他の区有施設も含めて、設備の更新機会等を捉え、計画的に水害に対する備えを検討(資産管理部等)
- ・業務データの消失リスクに対応し情報システム利用がインフラ設備の復旧に合わせて確実に再開できるよう、サーバー室機能の移転実施についての検討と計画化が必要(政策経営部等)

第4節 事前防災行動の業務項目及び必要な人員の明確化

事前防災行動の実効性を高めるため、以下の事項について検討する。

第1 広域避難対策の実施

- ・広域避難の具体的な実施方法等は、江東5区広域避難推進協議会をはじめ、国や都において検討が始まっており、今後これらの動向と併せて、避難対策に必要な業務項目や業務の実施に必要な人員を明確にすることが必要
- ・自力で広域避難ができない避難行動要支援者が取り残されないようにするため、今後具体的な実施体制、手順を検討(福祉部等)

第2 浸水前の庁舎内での書類・資機材の退避

- ・水害時に優先する業務を実施するためには、庁舎施設等の浸水が想定される階層から、重要書類や応急対策活動に使用する資機材等の移動を限られた時間で行うことが必要
- ・搬出する書類や資機材をあらかじめ明確化するとともに、移動場所の確保や移動に要する時間を把握(浸水階の関係部等)

添付資料

< 添付資料 1 > 水害対応の基本的な流れ

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧

- ・本文中の 18 ページで記載されている「通常業務」の「優先順位の類型」を示している。
- ・「優先順位の類型」は、「足立区業務継続計画地震編」からの引用であり、平成 29 年度の業務分類を基に整理されている。

< 添付資料 1 > 水害対応の基本的な流れ

一重箱線：荒川下流タイムライン（拡大試行版）より抽出。 二重箱線：荒川下流タイムライン（拡大試行版）未記載（独自記載）

状況	交通・インフラ	局面	広域避難（江東5区）	体制・主な活動							
120時間前 (5日前)				災害対策本部 準備会議							
72時間前 (3日前)	公共交通機関運行計画調整	浸水しないエリア への広域避難	広域避難の5区共同検討 自主広域避難の呼びかけ(72~24h前) 広域避難先の調整	第四次配備要請 災害対策本部設置	広域避難を体 裁々な呼びかけ。 広域避難のための移送準備	水防活動					
48時間前 (2日前)	公共交通機関運転規制 (状況による)							広域避難を体 裁々な呼びかけ。 広域避難のための移送準備			
30時間前	公共交通機関運行調整(状況によっては運行停止等)		広域避難勧告 (24~9h前)		自力で避難できない 避難行動要支援者等 に対する避難支援対 策。広域避難先への職 員派遣	避難行動要支援者の残留 者の確認、戸別訪問					
11時間前	道路交通規制 (状況による)	垂直避難	城内垂直避難指 示(緊急) (9~0h前)	隊要 自派請	水害発生後の心志対策継続のための 措置・浸水想定区域内の中心や重要な 資機材等を浸水しない地域へ移動 水害発生後の通常業務継続のための 措置・浸水想定区域内の庁舎等施設で は、浸水しない階へ重要な書類等を移 動		水害緊急 避難開始 住民等への情報 提供(安全安心メ ール、区HP等) 広報車・防災無線 放送による来訪者 への退去勧告				
3時間前											
0時間	氾濫まで数時間 (4~9時間) カスリーン台風の場合：氾濫8時間前で徒歩での長距離移動が困難な風速				浸水想定区域内の職員の避難						
X~X1時間後	破堤はん濫が発生・拡大	救出救助		救助体制の構築 (国、東京都、他 自治体等への支 援要請)	自衛隊へ派 遣要請、受 入れ	他方公 共団体 支援要請					
X2時間後	浸水拡大終息		交通規制、滅灯信号機の 復旧と交通整理の実施		長期避難者のための 物資輸送、医療福祉サ ービスの提供体制の 確保						
間を踏まえ設定)	終息~3日	浸水状況解消 (概ね荒川以北)	排水	ボランティアの受入、管理	土砂や汚泥の除去、放置車両や障害物の 撤去、災害廃棄物処理	感染予防、保健衛生	第一次避難所開設、検討、指示(福祉 避難所開設が記載されており、同様に第一 次避難所も開設すると想定)	福祉避難所開設、検討、指示	り災証明の発行	仮設住宅建設着工、公営住宅入 居募集、民間賃貸住宅の斡旋 (東日本大震災では災害発生 8日後に建設着手)	
	4~7日	浸水状況解消 (荒川以北)									排水後のインフラの復旧見込み (内閣府H22報告書) 電力…排水から数週間後 ガス…1週間後 下水道…数ヶ月後 下水道…浄水場に被害があれば復旧は数ヶ月後 固定電話…1日~数週間 携帯電話…数日程度
	8~1ヶ月	浸水状況解消 (荒川以南)									
	1ヶ月以降										

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その 1）

政策経営部

	業務名	優先順位
1	報道事務	A
2	政策調整事務	A
3	「あだち広報」製作等運営事業	A
4	コールセンター事業	A
5	区民の声対応	A
6	電子計算組織管理運営事務	A
7	予算編成事務	B
8	予算超過または予算外支出の予備費	B
9	特別区債元金の償還	C
10	特別区債利子の支払	C
11	特別区債借入及び償還経費	C
12	東京電子自治体共同運営事務	C
13	シティプロモーション事業	D
14	情報システムの構築、改造事業	D
15	区民相談事業	D
16	公共施設建設資金積立基金積立金	D
17	財政調整基金積立金	D
18	減債基金積立金	D
19	行政評価事務	D
20	公共サービス改革推進事務	D
21	世論調査事業	D
22	区政モニター事業	D
23	区政を語り合う会	D
24	情報公開・個人情報保護制度運営事務	D
25	区政資料室運営事業	D
26	大学連携推進事業（追加）	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	災害応急・復旧の予算編成（ハード面）	A
2	災害時応急活動の予算編成（ソフト面）	A
3	庁内調整連絡事務	A
4	個人情報の取り扱い業務	A
5	電子計算機器の復旧	A
6	報道機関との連絡（区が把握している災害情報の定期的な発信）	A
7	報道機関との連絡（報道機関から得た情報を区災害対策本部に提供。報道対応の記録）	A
8	報道機関との連絡（報道機関に提供した情報や収集した情報の記録）	A
9	報道広報課業務の支援	A
10	災害時の広報（各機関より得た情報を区民に伝達）	A
11	災害時の広報（本部からの避難情報や呼びかけなどを区民に伝達）	A
12	災害時の広報（警察や消防等、各種関係機関と情報を交換）	A
13	総合相談窓口の設置と情報弱者に関する情報収集、調整等	A
14	臨時災害相談所の設置判断、情報集約及び報告・調整	A
15	災害時の広報（大型ビジョンを通して、北千住駅前の滞留者に必要な情報を発信）	A
16	災害時の広報（避難生活に必要な情報を区民に伝達）	C
17	災害時の広報（長期化する避難生活に必要な情報を区民に伝達）	C
18	震災復旧本部の設置	D
19	都市復興基本計画の策定	D
20	都市復興基本計画の進行管理	D

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その 2）

危機管理部

	業務名	優先順位
1	危機管理事務	C
2	危機管理事務	D
3	生活安全支援	D
4	危機管理事務	D
5	危機管理事務	D
6	協議会運営事務	D
7	生活安全支援	D
8	生活安全支援	D
9	生活安全支援	D
10	生活安全支援	D
11	防犯防火協会活動助成	D
12	防災管理事務	D
13	防災管理事務	D
14	防災管理事務	D
15	防災管理事務	D
16	防災訓練等実施事業	D
17	防災会議運営事務	D
18	区民防災力向上推進事業	D
19	消防団運営助成事業	D
20	消防団運営助成事業	D
21	自衛官募集事務	D
22	避難所運営会議支援事務	D
23	防災行政無線の管理運営事業	D
24	火災防止対策事業	D
25	防災センター管理運営事業	D
26	災害備蓄の管理運営事業	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	緊急災害対策本部の設置・運営	A
2	災害対策本部の設置・運営	A
3	防災センター情報収集指令室における情報分析活動（情報分析班）	A
4	防災センター情報収集指令室における防災関係機関及び各部との連絡調整（通信班）	A
5	防災センター情報収集指令室における渉外活動（渉外班）	A
6	防災センター情報収集指令室における災害情報の収集・伝達及び統括（通信班）	A
7	防災会議の開催	C

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その3）

総務部

	業務名	優先順位
1	契約事務	B
2	検査事務	B
3	文書管理事務	B
4	庁内印刷事務	B
5	基幹統計事務	B
6	公益通報等の相談・受付	B
7	人事管理事務	C
8	非常勤職員の報酬及び保険料	C
9	給与関係事務	C
10	職員の健康管理事務	C
11	特別区自治体総合賠償責任保険費用負担事務	C
12	例規整備	C
13	政策法務支援システム管理等	C
14	地方公務員災害補償費用負担事務	C
15	職員システム管理運営事務	D
16	職員寮の管理運営事務	D
17	職員の安全衛生教育事務	D
18	人権啓発普及事務	D
19	職員研修事業	D
20	人権意識向上事務	D
21	特別区人事・厚生事務組合費用負担事務	D
22	東京都教職員互助組合費用負担事務	D
23	東京都職員共済組合業務経理費用負担事務	D
24	東京都職員共済組合事務従事職員給与費負担事務	D
25	職員の被服貸与事務	D
26	職員施設維持補修事務	D
27	足立区職員互助会費用助成事務	D
28	職員厚生管理事務	D
29	東京都人材支援事業団費用交付事務	D
30	職員の公務災害補償事務	D
31	特別区職員公務災害見舞金分担金費用負担事務	D
32	区議会運営事務	D
33	特別区協議会分担費用負担事務	D
34	各種協議会等分担費用負担事務	D
35	表彰事務	D
36	統計調査事務	D
37	コンプライアンス推進事業	D
38	庶務一般管理事務	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	職員動員数の把握	A
2	一般ボランティアの受入・支援	B
3	職員の給食、宿泊場所の確保	B
4	職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償	B
5	救護食糧及び救護物資の調達、分配計画	B
6	食糧供給広域応援の要請	B
7	応急対策物資、車両、船舶等の調達、配車計画	B
8	災害視察団の応接	C

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その 4）

資産管理部

	業務名	優先順位
1	庁舎管理事務	A
2	庁舎維持補修事務	A
3	区有財産管理事務（火災共済加入事務）	B
4	土地取引適正化事務	B
5	区有財産管理事務（公有財産賃貸借事務等）	D
6	区有財産取得・活用事務（低未利用地売却事務）	D
7	区有財産取得・活用事務（用地取得事務ほか）	D
8	元利償還相当額等貸付金（土地開発公社事務）	D
9	施設営繕事業	D
10	本庁舎改修事務	D
11	公共施設資源化物回収事業	D
12	施設保全事務	D
13	営繕管理課事務	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	災害対策本部施設（本庁舎）の復旧	A
2	公共建造物の被害情報	A
3	公共施設等の応急復旧対策	C

区民部

	業務名	優先順位
1	戸籍届書の受理、戸籍の編製・整備、火葬許可証の交付、戸籍証明書等の交付等事務	A
2	住民基本台帳及び印鑑事務の指導、調整。異動届受理、郵送請求による住民票の写し等の交付及び手数料の収納。	A
3	中長期在留者事務	A
4	納税事務	A
5	課税事務	A
6	後期高齢者医療システム改修	B
7	個人番号カード交付事務	B
8	住居表示事務	C
9	国民健康保険資格・賦課事務	C
10	国民健康保険料徴収事務	C
11	国民健康保険給付事務	C
12	国民健康保険庶務事務	C
13	高齢者医療費の支給事業	C
14	後期高齢者医療資格管理事務	C
15	国民健康保険保健事業	D
16	課庶務事務	D
17	保険料管理事務	D
18	保険料滞納対策事務	D
19	国民年金事務	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	義援品の受領	A
2	義援品の輸送	A
3	応急給水のための広域応援要請及び受入れ	A
4	輸送による応急給水活動	A
5	火葬許可証の出張交付	A
6	避難者の輸送	A
7	救護食料・救援物資の輸送	A
8	人材の輸送	B
9	遺体安置所施設への資材の搬送	C
10	避難場所に、救助・救援物資を輸送する。	C

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その 5）

地域のちから推進部

	業務名	優先順位
1	生涯学習関係施設維持補修事業	A
2	多文化共生推進事業	B
3	地域施設運営組織育成事務	C
4	住区施設運営委託事務	C
5	学童保育室運営事業	C
6	NPO活動支援センター運営事業	D
7	公益活動げんき応援事業	D
8	被災者応急支援事務	D
9	町会・自治会連合会活動支援事務	D
10	町会・自治会活動支援事務	D
11	町会・自治会会館整備助成事業	D
12	募金事務	D
13	区民事務所（地域調整・渉外）	D
14	地域活動人材養成事業	D
15	美化推進事業	D
16	協働・協創パートナー基金積立金	D
17	直営老人館運営事務	D
18	老人集会所運営委託事務	D
19	老人会館運営委託事務	D
20	地域集会所運営委託事務	D
21	直営児童施設運営事業	D
22	男女参画プラザの維持管理（部屋の貸出し、電話料金、消耗品等）	D
23	男女共同参画の講座等開催	D
24	中小企業WLB推進	D
25	女性相談室	D
26	人権教育啓発事業	D
27	地域図書館管理事務、地域図書館図書資料貸出・整備事業	D
28	中央図書館管理事務、学校図書館支援事業、中央図書館図書資料貸出・整備事業、中央図書館視聴覚資料貸出・整備事業、図書館ネットワークシステム管理事務、子ども読書活動推進事業	D
29	地域文化振興事務	D
30	文化芸術振興基金積立金	D
31	文化芸術を担う人材の育成事業	D
32	リエゾンセンター管理事業（今でもある？）	D
33	屋外スポーツ施設予約事務	D
34	学校開放事業審議会議運営事務	D
35	文化芸術施設維持補修事業	D
36	区民の文化活動支援事業	D
37	郷土博物館管理運営事業	D
38	指定管理者管理運営事務	D
39	展示等運営事業	D
40	東澁江庭園管理運営事業	D
41	小・中学校施設利用管理委託事業	D
42	文化財保護事業	D
43	遺跡の発掘調査事業	D
44	郷土芸能の保存事業	D
45	伊興遺跡公園管理運営事業	D
46	体育指導委員会活動支援事業	D
47	文化芸術施設の管理運営事務	D
48	こども未来創造館管理運営事務	D
49	【投資】地域学習センター改修事業	D
50	【投資】文化芸術施設改修事業	D
51	区民事務所（各種証明書発行等）	D
52	指定管理者管理運営事務	D
53	生きがい奨励金支給事務	D
54	地域文化振興事務	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	部内総括	A
2	区内被害情報収集・調査	A
3	災害時要援護者移送業務	B

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その 6）

産業経済部

	業務名	優先順位
1	産業経済関係管理事務	B
2	産業経済関係管理事務	B
3	中小企業支援事業	B
4	中小企業融資事業	B
5	創業支援施設の管理運営事業	B
6	あだち産業センターの管理運営事業	B
7	消費者支援事業	B
8	消費者センター管理運営事務	C
9	農業委員会運営事務	C
10	経営革新支援事業	C
11	ビジネス機会創出支援事業	C
12	創業プランコンテストコース	C
13	ビジネスチャレンジ助成事業	C
14	産業振興一般管理事務	D
15	雇用・就業・人材育成対策事業	D
16	勤労福祉サービスセンター助成事務	D
17	勤労福祉会館運営事業	D
18	産学公連携促進事業	D
19	就労支援事業	D
20	足立区観光交流協会助成事務	D
21	提携都市交流促進事業	D
22	商店街環境整備支援事業	D
23	商店街活動支援事業	D
24	小売市場の管理運営事務	D
25	足立ブランド認定推進事業	D
26	産業振興関係施設改修事業	D
27	農業人材育成・経営支援事業	D
28	地場農産品普及促進事業	D
29	農業者団体活動支援事業	D
30	農地の維持・整備事業	D
31	国有農地管理事務	D
32	起業家育成事業	D
33	産業振興ホールの利用促進事業	D
34	ものづくり支援事業	D
35	産業展示会事業	D
36	地域経済活性化計画の推進事業（足立区経済活性化基本条例関連、協創の推進）	D
37	地域経済活性化計画の推進事業（中小企業景況調査、情報の収集発信）	D
38	足立ブランド認定推進事業	D
39	農業人材育成・経営支援事業	D
40	地場農産品普及促進事業	D
41	農業者団体活動支援事業	D
42	農地の維持・整備事業	D
43	国有農地管理事務	D
44	起業家育成事業	D
45	産業振興ホールの利用促進事業	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	産業振興課の支援 2（商店街・JA等の被災状況、食品・生活用品の確保状況の把握）	A
2	商店街・JA等の被災状況、食品・生活用品の確保状況の把握	A
3	産業振興課の支援 2（商店街・JA等の被災状況、食品・生活用品の確保状況の把握）	A
4	産業振興課の支援 2（商店街・JA等の被災状況、食品・生活用品の確保状況の把握）	A
5	各種企業団体等との連絡調整・支援体制調整	B
6	産業振興課の支援 1（各種企業団体等との連絡調整）	B
7	姉妹都市、友好都市との連絡調整	B
8	各種企業団体等との連絡調整	B
9	各種民間団体との連絡調整	B
10	産業振興課の支援 1（各種企業団体等との連絡調整）	B
11	産業政策課の支援 1（各種企業団体等との連絡調整・支援体制調整）	B
12	産業振興課の支援 1（各種企業団体等との連絡調整）	B
13	他部署の復旧活動の支援	B
14	産業政策課の支援 2（他部署の復旧活動の支援）	B
15	姉妹都市、友好都市からの支援物資の受入れ調整	C
16	地域毎の復興状況に応じた、営業再開への支援	C
17	産業振興課の支援 3（地域毎の復興状況に応じた、営業再開への支援）	C
18	中小企業者の災害時特別融資に係る事務	C

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その 7）

福祉部

	業務名	優先順位
1	福祉管理事務	A
2	民生・児童委員活動支援事業	A
3	在宅福祉事務	A
4	軽費老人ホームの管理運営事業	A
5	障がい福祉事務	A
6	社会福祉法人運営助成事業	A
7	障がい福祉センター管理運営事務	A
8	福祉事務所管理運営事務	A
9	老人ホーム入所措置事業	A
10	行旅死亡人取扱法及び墓地埋葬法に係わる事務	B
11	応急小口資金貸付事務	B
12	難病患者福祉手当の支給事業	B
13	心身障がい者（児）医療費等助成事業	B
14	心身障がい者福祉手当の支給事業	B
15	在宅重度心身障がい者福祉手当の支給事業	B
16	意思疎通支援事業	B
17	移動支援事業	B
18	障がい福祉施設の管理運営委託事務	B
19	高齢者緊急一時保護事業	B
20	障がい者施設運営委託事務	B
21	福祉関係施設改修事業（経常）	C
22	生活困窮者自立支援事業	C
23	ひとり親家庭等医療費助成事業	C
24	子ども医療費助成事業	C
25	介護保険事業者支援施設の管理運営事業	C
26	障がい支援区分認定事務	C
27	地域活動支援センター事業	C
28	日中一時支援事業	C
29	障がい者自立支援給付費支給事業	C
30	障がい者給付事務	C
31	障がい者在宅支援事業	C
32	重症心身障がい児（者）在宅レスパイト事業	C
33	中国残留邦人等生活支援事業	C
34	民生委員推薦会運営事務	D
35	足立区保護観察協会への助成事務	D
36	足立区社会福祉協議会への運営費助成事務	D
37	旧軍人等の援護及び叙勲伝達事務	D
38	地域福祉振興基金積立金	D
39	地域保健福祉推進協議会の運営及び地域保健福祉計画の策定事務	D
40	福祉関係施設改修事業（投資）	D
41	福祉資金償還事務	D
42	社会福祉法人認可及び指導検査事務	D
43	ボランティアセンターの管理運営委託事務	D
44	母子及び父子福祉資金貸付事務【新規】	D
45	児童扶養手当等の支給事業	D
46	児童手当の支給事業	D
47	児童育成手当の支給事業	D
48	ひとり親家庭総合支援事業	D
49	母子生活支援施設の管理運営事業	D
50	あいあいサービスセンター事業	D
51	介護人材の確保・定着事業	D
52	特別養護老人ホーム等の整備助成事業	D
53	福祉サービス第三者評価事業	D
54	高齢者訪問理美容寝具乾燥事業	D
55	老人クラブ指導助成事業	D
56	高齢者入浴事業	D
57	高齢者日常生活用具給付事業	D
58	高齢者福祉電話設置事業	D
59	敬老祝い事業	D
60	緊急通報システムの設置事業	D
61	地域包括支援センター運営事業	D
62	配食サービス促進事業	D
63	苦情解決委員会運営事業	D
64	高齢者住宅改修給付事業	D
65	紙おむつの支給事業	D
66	要介護高齢者家族会の育成支援事業	D
67	在宅サービスセンター西新井管理運営委託事業	D
68	認知症高齢者支援ネットワーク事業	D
69	地域包括支援センター運営事業（投資）	D

	業務名	優先順位
70	授産場の管理運営事業	D
71	介護保険事務	D
72	地域密着型サービスの整備助成事業	D
73	介護保険特別会計繰出金	D
74	心身障がい者の就労促進事業	D
75	社会福祉法人施設整備助成事業	D
76	鉄道駅のエレベーター等整備促進事業	D
77	障がい者給付事業施行事務	D
78	地域福祉団体助成事業	D
79	障がい者外出支援事業	D
80	障がい福祉施設維持補修事務	D
81	Jステップ支援事業	D
82	障害者週間記念事業	D
83	身体・知的障害者相談事業	D
84	就労促進定着支援事業	D
85	障がい者自立生活支援センター事業	D
86	社会リハビリテーション室運営事業	D
87	生活体験室運営事業	D
88	幼児発達支援室運営事業	D
89	移動支援事業	D
90	成年後見制度利用支援事業	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	災害時要援護者安否確認活動における民生委員への協力	A
2	関連施設の状況把握	A
3	利用者の安全確保	A
4	福祉事務所における緊急対応業務等の決定・調整	A
5	参集状況の把握	A
6	災害時要支援者支援（災害時要支援者台帳報告等）	A
7	災害時要支援者支援（災害時要支援者支援班の運営）	A
8	災害時要支援者支援（災害時要支援者安否の情報の集約）	A
9	災害時要援護者の安否情報の集約	A
10	第一次避難所施設・その周辺の情報収集	A
11	各種情報連絡・調整	A
12	社会福祉施設連絡調整	A
13	応急給水活動業務	A
14	綾瀬障がい福祉施設鍵開錠および施設被害状況の確認	A
15	東部福祉事務所職員の安否把握、綾瀬福祉園等の状況把握と報告	A
16	綾瀬障がい福祉施設における情報の掲示	A
17	施設利用者の応急救護	A
18	第一次避難所の巡回	B
19	第一次避難所運営支援（マンパワー）	B
20	第二次避難所の開設準備	B
21	介護福祉施設状況把握	B
22	災害時要援護者支援	B
23	施設利用者の避難	B
24	「障がい福祉センター」第二次避難所開設準備	C
25	「障がい福祉センター」第二次避難所開設	C
26	第二次避難所の開設・運営	C
27	第二次避難所運営会議	C
28	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	C

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その 8）

衛生部

	業務名	優先順位
1	感染症予防・患者医療費公費負担事業	A
2	足立保健所管理運営事務【経常】	B
3	環境衛生営業許可監視指導事業	B
4	公害補償給付費支払事務	B
5	こころといのちの相談支援事業	B
6	難病対策事業	B
7	妊産婦・乳幼児相談事業	B
8	妊婦健康診査事業	B
9	防疫・害虫等駆除事業	B
10	母子健康手帳・ファミリー学級事業	B
11	予防接種事故措置事業	B
12	防疫・害虫等駆除事業	B
13	精神障がい者ホームヘルプサービス事業	B
14	食品・水・室内空気等検査事務	C
15	感染症検査事務	C
16	公害認定・補償給付等事務	C
17	診療所、薬局等の許可及び相談事業	C
18	精神障がい者グループホーム運営費等助成事業	C
19	大気汚染健康障害医療費助成事務	C
20	地域精神保健活動事業	C
21	妊娠高血圧症候群・未熟児養育医療等給付事業	C
22	血液等の臨床検査事務	D
23	予防接種事業	D
24	がん検診事業	D
25	休日応急診療事業	D
26	育成医療事業	D
27	栄養指導推進事業	D
28	栄養指導推進事業	D
29	衛生関係施設改修事務【投資】	D
30	衛生統計事務	D
31	動物愛護衛生事業	D
32	健康あだち 2 1 推進事業	D
33	健康増進健康診査事業	D
34	公害保健福祉・予防事業	D
35	公衆浴場の活性化等事業助成事務	D
36	歯科保健活動事業	D
37	歯周病予防事業	D
38	若年者の健康づくり事業	D
39	障がい児歯科診療事業	D
40	上乗せ項目健康診査事業	D
41	食育推進事業	D
42	食品衛生営業許可監視指導事業	D
43	精神障がい者社会復帰施設運営費等補助事業	D
44	足立保健所施設維持補修事務	D
45	乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業	D
46	平日夜間小児初期救急診療事業	D
47	保健衛生管理事務	D
48	保健衛生計画調整事務	D
49	大学病院施設等整備基金積立金	D
50	足立保健所管理運営事務【投資】	D
51	糖尿病予防健診事業	D
52	糖尿病対策事業	D
53	肝炎ウイルス検査	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	医療部の管理・運営	A
2	医療救護所の開設・運営	A
3	患者搬送・医薬品調達支援	B
4	保健衛生・防疫活動の徹底	C
5	医療相談所の開設・運営	C
6	動物救護活動支援	C

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その 9）

環境部

	業務名	優先順位
1	環境清掃関係施設維持補修事業	A
2	浄化槽清掃助成事業	B
3	有料ごみ処理券販売事業	B
4	事業系廃棄物処理事務	B
5	ごみ収集運搬事業（可燃）	B
6	清掃車両運営事業	B
7	し尿収集運搬事業	B
8	放射線測定及びアスベスト除去等作業に伴う届出書審査、現地検査	B
9	環境事業管理事務	D
10	環境計画推進事業	D
11	環境保全普及啓発事業	D
12	環境基金積立金	D
13	生活環境保全対策事業	D
14	リサイクルセンター施設の維持管理事業	D
15	清掃関係一般管理事務	D
16	清掃管理事務負担金支出事務	D
17	環境清掃関係施設改修事業	D
18	ごみ収集運搬事業（粗大）	D
19	ごみ収集運搬事業（不燃）	D
20	ごみ収集運搬事業（臨時）	D
21	3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進事業	D
22	資源化物行政回収事業	D
23	集団回収支援事業	D
24	東京二十三区清掃一部事務組合分担金の支出	D
25	清掃事務所の運営事務	D
26	環境調査事業	D
27	環境学習推進事業	D
28	省エネ・創エネ推進事業	D
29	環境保全対策事業	D
30	ペットボトル自動回収機（RVM）	D
31	資源ごみ買取市	D
32	生活環境保全対策事業	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	情報管理及び各部、各関係機関との連絡調整	A
2	ごみ（可燃、不燃、粗大、資源）の発生状況の把握と処理計画策定	A
3	がれき部の設置	A
4	がれき処理のための情報収集・連絡調整	A
5	有害化学物質使用事業場への被害の確認事務	A
6	がれき処理計画の策定	B
7	し尿発生状況の把握と処理計画策定	B
8	解体、撤去申請受付	C
9	がれき受入準備	C
10	解体・撤去作業	D

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その 10）

都市建設部

	業務名	優先順位
1	工事管理事務	A
2	シルバーピア管理事務	A
3	区営住宅管理事務	A
4	公共交通の一般管理事務・交通安全の普及啓発事業（各事業の一部）	A
5	土木事務管理事業	A
6	用途地域見直し事務	A
7	道路の改良事業	B
8	密集地域整備管理事務	C
9	拠点公園の運営管理委託事業	C
10	公園・親水施設等の維持管理事業	C
11	公園・親水施設等の維持管理事業	C
12	公衆便所の維持管理	C
13	区営住宅更新事業	D
14	高齢者向け優良賃貸住宅助成事業	D
15	施設維持補修事務	D
16	土地区画整理事業	D
17	土地区画整理事業の管理事務	D
18	復興まちづくり推進事業	D
19	密集地域整備管理事務	D
20	道路・水路の占用事務	D
21	いこいとふれあいの広場事業	D
22	まちづくり推進事業管理運営事務	D
23	地区まちづくり計画策定及び推進事業	D
24	地区計画策定及び整備事業	D
25	都市防災不燃化促進事業	D
26	道水路等の不正使用等に対する指導事業	D
27	区画街路第13号線整備	D
28	サインの整備事業	D
29	まちづくり公社運営助成事業	D
30	緑と公園推進事務	D
31	一般区営住宅改修整備資金積立基金	D
32	屋外広告物事務	D
33	河川の維持事業	D
34	河川の整備事業	D
35	河川の整備事業	D
36	開発指導事務	D
37	街路灯の維持事業	D
38	街路灯の新設及び改修事業	D
39	空地管理適正化推進事業	D
40	景観形成の推進事業	D
41	建設リサイクル届出事務	D
42	建設リサイクル届出事務	D
43	建築確認審査・検査事務	D
44	建築確認審査・検査事務	D
45	建築確認審査・検査事務	D
46	建築指導事務	D
47	建築指導事務	D
48	建築指導事務	D
49	建築審査会運営事務	D
50	建築物耐震化促進事業	D
51	建築物耐震化促進事業	D
52	交差点改良事業	D
53	交通安全の普及啓発事業	D
54	交通安全施設の維持事業	D
55	交通安全施設の整備事業	D
56	交通施設の整備・改善事業	D
57	公園・親水施設等の維持管理事業	D
58	公園・親水施設等の維持管理事業	D
59	公園・親水施設等の維持管理事業	D
60	公園・親水施設等の維持管理事業	D

	業務名	優先順位
61	公園等の整備事業	D
62	公園等の新設事業	D
63	公共交通の一般管理事務	D
64	公共施設の緑化推進事業	D
65	公共事業に伴う融資あっせん・利子補給事業	D
66	災害抑制工事事業	D
67	細街路整備事業	D
68	指定道路調書作成事務	D
69	施設維持修繕事務	D
70	私道整備助成事業	D
71	自転車の放置対策事業	D
72	住宅改良助成事業	D
73	住宅市街地総合整備事業	D
74	住宅施策推進事務	D
75	住宅施策推進事務	D
76	新設道路整備の事務	D
77	水害対策事業	D
78	水路の維持事業	D
79	水路の整備事業	D
80	竹の塚鉄道立体化及び関連都市計画事業資金積立基金	D
81	駐車場・駐輪場の管理運営事業	D
82	駐車場の利用促進事業	D
83	駐輪場の建設・改修事業	D
84	鉄道立体化の促進事業	D
85	鉄道立体推進事務	D
86	都市計画管理運営事務	D
87	都市計画決定及び許認可事務	D
88	都市政策事務	D
89	道路の維持事業	D
90	道路の維持事業	D
91	道路の改良事業	D
92	道路の改良事業	D
93	道路の新設事業	D
94	排水場・水門の整備事業	D
95	排水場・樋管の撤去事業	D
96	排水場の維持管理事業	D
97	舗装の改修事業	D
98	防災応急危険度判定事務	D
99	防犯灯助成事業	D
100	密集市街地整備事業	D
101	密集市街地整備事業	D
102	民営自転車駐車場設置補助金交付事業	D
103	民間緑化推進助成事業	D
104	緑の基金積立金	D
105	緑の普及啓発事業	D
106	緑の普及啓発事業	D
107	緑の普及啓発事業	D
108	水路の整備事業	D
109	市街地再開発事業	D
110	ユニバーサルデザイン推進事業	D
111	都市計画道路用地取得事務	D
112	公共事業に伴う融資あっせん・利子補給事業【追加】	D
113	公共住宅再編事務	D
114	建築監察事務	D
115	老朽家屋対策事業	D
116	応急危険度判定業務	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	< 堤防決壊の場合 > 震災時水防本部の設置	A
2	< 堤防決壊の場合 > 河川被害の情報収集	A
3	< 堤防決壊の場合 > 堤防・護岸の応急対策	A
4	< 堤防決壊の場合 > 排水場施設の運転・管理	A
5	応急危険度判定実施本部補助	A
6	道路上の障害物等の状況調査	A
7	道路上の障害物等の状況調査	A
8	障害物除去等の道路啓開作業	A
9	障害物除去等の道路啓開作業	A
10	救出部の設置	A
11	捜索・救出活動の開始	A
12	捜索・救出活動の開始	A
13	自衛隊への派遣要請と受け入れ	A
14	遺体の搬送及び安置の処置	A
15	需給水量を計算して、給水需要を予測、応急給水活動の実施	A
16	応急危険度判定実施本部	A
17	応急危険度判定実施班 < 第一次判定 > 区職員判定員による判定	A
18	応急危険度判定実施班 < 第二次判定 > 区職員・応援公務員による判定	A
19	応急危険度判定実施班 < 第三次判定 > 主に民間ボランティアによる判定	A
20	災害復旧復興計画（り災証明発行のための、住家、事務所の建物被害状況調査）	A
21	震災復興本部の設置・要員の配置	A
22	< 堤防決壊の場合 > 被害状況の調査記録・管理	B
23	道路、橋梁の障害物除去等、道路啓開対応要請	B
24	応急仮設住宅の用地選定・確保、入居申請受付、選定・管理	B
25	都市建設部所管施設の応急対策	C

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その 1 1）

会計管理室

	業務名	優先順位
1	審査・決算業務	C
2	出納事務	C
3	一時借入金等利子業務	D
4	審査・決算業務	D
5	出納事務	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	非常時における支払方法に関する基本方針の作成	A
2	指定金融機関と支払の方法及び現金の調達について連携をとる	B
3	現金の調達手段を確保する < 現金を確保する >	B
4	現金の確保が困難な場合の支払方法を周知する	B
5	物資調達に伴い支払いを行う	C
6	災害援護金、義援金等の受け入れ(一時保管)に関する業務	C

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その 1 2）

教育指導部・学校運営部

	業務名	優先順位
1	就学事務事業	B
2	校外施設の運営管理事業	B
3	小学校自然教室事業・中学校自然教室	B
4	人事給与事務	C
5	学校施設の維持補修	C
6	学校施設の設備管理	C
7	教職員人事・給与支給管理事務	C
8	教育委員会運営事務	D
9	教育政策管理事務	D
10	教育広報発行事業	D
11	特色ある教育支援事業	D
12	教育政策調整事務	D
13	児童・生徒の褒賞事業 職員の褒賞事務	D
14	小・中学校連合行事助成事務	D
15	小中学校周年行事等指導事務	D
16	開かれた学校づくり推進事業	D
17	小中学校維持管理業務委託事業	D
18	小中学校一般管理事業 (第四中学校夜間学級分を含む)	D
19	小中学校運営管理事業 (第四中学校夜間学級分を含む)	D
20	学校適正配置推進事業	D
21	幼児教育振興事業	D
22	学力向上対策推進事業	D
23	小中一貫教育推進事業	D
24	学校運営協議会推進事業	D
25	学校 I C T 整備事業	D
26	学校教育関係施設改修事業	D
27	就学援助庶務事務	D
28	育英資金事業	D
29	私立高等学校等入学資金融資あっせん事業	D
30	小学校要保護・準要保護児童就学援助事業	D
31	中学校要保護・準要保護生徒就学援助事業	D
32	小学校特別支援学級児童就学奨励事業	D
33	中学校特別支援学級生徒就学奨励事業	D
34	小学校罹災児童学用品用経費援助事業	D
35	中学校罹災生徒学用品用経費援助事業	D
36	小学校保健指導事業	D
37	中学校保健指導事業	D
38	小学校健康管理事業	D
39	中学校健康管理事業	D
40	小学校災害共済給付事業	D
41	中学校災害共済給付事業	D
42	小学校環境衛生事業	D
43	中学校環境衛生事業	D
44	小学校給食業務運営事業	D
45	中学校給食業務運営事業	D
46	教科書採択事務	D
47	学校の指導事務	D
48	教育課題解決への取組事務	D
49	人権啓発普及事務	D
50	教職員の研修事務	D
51	学校安全衛生委員会・被服貸与・健康管理事務	D
52	特別指導講師派遣	D
53	学習支援ボランティア	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	教育本部の設置・運営	A
2	区立幼稚園、幼保園、小中学校、教育相談センターの被害情報の収集、集約及び情報伝達	A
3	幼稚園・幼保園の被災園児の状況調査	A
4	校外施設の被災状況調査（人的被害・建物の被害）	A
5	被災児童・生徒の電話による状況把握	A
6	被災児童・生徒の現地調査による状況把握	A
7	被災教職員の状況調査	A
8	教育相談センター来所者の応急救護及び施設被害状況の把握	A
9	学校・幼稚園施設被害状況調査	A
10	第一次・第二次避難所の運営	B
11	避難所における教育相談の実施	B
12	応急危険度判定員の派遣	B
13	学用品の調達	C
14	学校施設の応急復旧	C

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その 13）

子ども家庭部

	業務名	優先順位
1	区立保育園及び区立こども園の運営業務	B
2	こども支援センターげんきの運営	B
3	こども支援センターげんきの運営	B
4	人事給与事務	B
5	人事給与事務	B
6	子ども医療費助成事業	C
7	ひとり親家庭医療助成事業	C
8	区立保育園及び区立こども園の管理運営事務	C
9	私立保育園の運営費助成事業	C
10	公立保育園の管理運営委託事業	C
11	保育園の管理運営委託事務	C
12	地域型保育事業	C
13	家庭的保育事業	C
14	母子生活支援施設の維持管理事業	C
15	区立認可外保育室の管理運営委託事業	C
16	特別支援教育推進	C
17	特別支援教室の支援	C
18	就学事務事業	C
19	就学支援委員会等の事務	C
20	介助員配置判定委員会の開催	C
21	専門職の巡回派遣	C
22	発達支援委員会事務	C
23	教育相談事業	C
24	スクールカウンセラー派遣	C
25	あだち子育て応援隊事業	D
26	私立幼稚園等への補助事業	D
27	児童扶養手当、児童育成手当支給事業	D
28	幼稚園保護者負担軽減のための助成事業	D
29	外国人児童、生徒保護者負担軽減事務	D
30	家庭教育の推進事業	D
31	子ども手当	D
32	認証保育所運営経費助成事業	D
33	子育てサロンの運営【住区推進課へ移行】	D
34	こどもショートステイ	D
35	成人の日記念事業	D
36	青少年委員の活動支援事業	D
37	青少年対策地区組織活動等の推進事業	D
38	青少年対象の事業および指導者の育成・支援事業	D
39	青少年団体の支援事業	D
40	青少年問題協議会の運営事務	D
41	私立幼稚園・私立認定こども園への施設型給付費の支給事務【追加】	D
42	認証保育所等利用者助成事業	D
43	特別支援学級の支援に関すること。	D
44	特別支援学級等の設置校支援（連合行事）	D
45	特別支援学級教員等への研修実施	D
46	特別支援学級等の研修企画・実施・指導	D
47	特別支援教室の設置	D
48	発達相談事業	D
49	子育て応援シート事業	D
50	発達障がいに関する研修	D
51	不登校対策事業	D
52	チャレンジ教室運営事業	D
53	スクールソーシャルワーカー派遣	D
54	養育困難改善事業	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	各保育施設・私立幼稚園の罹災状況の把握と対応	A
2	登園自粛依頼ならびに休園の決定を、各園毎に指示	A
3	応急保育所の選定と開設	B

< 添付資料 2 > 部門別の通常業務一覧（その 1 4）

選挙管理委員会

	業務名	優先順位
1	選挙管理委員会運営事務	C
2	選挙管理委員会事務局運営事務	C
3	足立区議会議員・足立区長選挙事務	C
4	東京都知事選挙事務	C
5	東京都議会議員選挙事務	C
6	参議院議員通常選挙事務	C
7	衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査事務	C
8	明るい選挙推進のための常時啓発事務	D

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	食糧等必要量の予測と食糧給与計画の策定	A
2	食糧供給広域応援の要請	B

監査事務局

	業務名	優先順位
1	監査事務	D
2	監査事務局運営事務	D

議会事務局

	業務名	優先順位
1	議員報酬事務	D
2	区議会運営事務	C
3	区議会事務局運営事務	C

< 参考 > 応急対策業務

	業務名	優先順位
1	区議会議員との連絡調整	A